

令和6年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年9月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年9月9日 午前9時宣告

開 議 令和6年9月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
副 町 長	田村 正和	健康福祉課長	岡崎 省治
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	廣田 春秋
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	産業振興課長	下八川久夫
総 務 課 長	片岡 和子	建 設 課 長	吉野 広昭
まちづくり推進課長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
住 民 課 長	真辺 美紀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年9月9日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

7番、西森勝仁君の発言を許します。

7番（西森勝仁君）

おはようございます。

7番、西森勝仁です。

通告にしたがいまして一般質問を行いますが、私はこれまで南海地震から町民の命を守る対策について数々質問をしてきたところでありますが、今回は、その後どうなっているのか追跡してお尋ねをいたします。

まず、今度起こる南海地震というのは、今まで何回も何回も言ってきましたように、歴史が証明し、必ず起こる大地震でありまして、その大きさは阪神大震災の50倍、東北の11倍と言われ、佐川町の被害想定は死者90人、全壊家屋1,400棟とのことでありまして、町長は、死者は限りなくゼロに近づける、こういう決意でありまして、それぞれの担当課で対策を練っていたいているとは思いますが、現在、住民への啓発や、災害ボランティアの宿泊所、あるいは孤立した被災地でのドローン調査、また、家の下敷きになって圧死する、この対策などはどのように進捗しているのか、まずお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、住民の方への啓発というところですが、今度、今週末になりますが、9月14日の土曜日に、防災講演会のほうを開催したいと考えております。

そちらの会場におきまして、西森議員からもせんだって教えいただきました、揺れに強い体勢、カエルのポーズっていうのを体験をしていただくコーナーを設けております。

また、この講演会の会場のほうに事業者さんの協力をいただきまして、防災グッズのほうの展示なども行いたいと考えております。

続きまして、災害ボランティアの滞留所につきましては、現在、高知県農協の佐川支所、パストラルホールの方と、そういった場合に対応していただくように相談を行っているところでございます。

ドローンの購入につきましては、ドローンの機能といたしましては、被災現場、それから状況把握のため、ライブ機能搭載のものを考えております。

ドローンの整備に当たりましては、パソコンであつたりとか、回線など周辺機器類の整備が必要か、また操縦者の育成をどのようにするかなど、確認、調整作業を行っております。また併せまして、購入に当たりまして何か補助制度がないか、そちらのほうも確認をしております。

ドローンにつきましては、こういった課題であるとか問題を整理し、その上で、可能であれば来年度、令和7年度の当初予算のほうに予算を計上させていただければと考えているところでございます。私からは以上です。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。

私から住宅の倒壊による圧死を防ぐという取り組みについてご説明させていただきます。

現在ですね、せんだっての議会でご提案あった耐震シェルターについては県とか国の補助がなくってですね、早期にみんな実施についてはちょっと難しいというふうに考えておりますが、1階のみですね、耐震補強についてはですね、現在、制度設計を進めております。

時期的にはですね、来年度の当初予算の計上時期までにはですね、結論を出してですね、1階のみですね、耐震補強工事についても対象とする方向で検討しております。

7 番（西森勝仁君）

今それぞれ具体的に講演会、あるいは身を守るためのカエルポーズのこの体験、防災グッズの展示、いろいろと段取りをしていただいているようですが、これはやはり講演会にしても、そのカエルポーズの普及にしても、住民に周知されて、住民が納得というか、良くことがわかって、そうしないと効果が出ないのでありますので、この周知を徹底していただくようお願いをしたいと思います。

また中土佐町ではユニークな防災運動会を開きまして、世代を超えて防災カルタの一本釣り、あるいは土のうや支援物資を一輪車で運ぶリレーなどを行ったとのことであります。

こうした取り組みをしているところとしていないところでは、おのずから住民の命に差が出てくると思います。

またこうした世代間を超えた取り組みをしていましたら、今自治会の加入者が非常に減少し、あるいはまた脱退もしているところでありますが、こういった世代間交流があれば、自治会長あるいはいろいろな役職の交代がスム

ーズに進むと思いますし、こういったことを佐川町でも、ぜひ取り組んでいただきたい、こういうふうに思うところであります。

そして今度の南海地震は、本当にとてつもなくでかく白鳳級かそれ以上と言われているところであります。

白鳳級といいますと、8月18日の高新一土佐鳥瞰紀行というコラムに出ておりましたけれども、今から1340年ほど前の684年にこの白鳳地震が起きまして、当時、須崎の戸島というところは、今と違い広大な平野と、戸島千軒と言われるほど栄えていた町であったそうではありますが、これが一瞬にして海の底に沈み、底には井戸あるいは堤防が見えていたとのことであります。まるでSF映画さながらの日本沈没であります。そしてこうした大地震に遭う確率というのは、寝ているときなど、家の中にいるときに70%以上だそうです。

佐川は高齢化も進んでおりますので、夏の暑い日、あるいはまた雨の日などはほとんどの高齢者は家の中におりますが、地震の揺れが収まって、いざ逃げようとしたときでもですね、今の家は昔と違い障子ふすまではありませんので、足をけがして動けなかったら逃げ出すこともできませんので、近くに靴を置いておくような、こういった啓発もしてもらいたいところであります。このことにつきましてはずっと前から岡村眞先生がお話をしていたとおりであります。

こうしたことを言うというのは、今の時代、押し付けなどと言われるかも知れませんが、ことが起こり命が助かったときには、やっぱり役場のおかげと、こういった感謝されるのは間違いないと思います。

またボランティアの宿泊所につきましても、準備が進んでいるようで安心をしました。

前の町長は、ボランティアに来てくれるというのなら何もかも、宿泊も食料も何もかもすべて自分で手配して、自己完結型で来てもらいたい、とこう言っておりましたので、これではボランティアの受け入れが到底できないと大変心配をしていたところですので、少し安心をしております。

また国の職員も、災害ボランティアということで、1千人以上が登録しまして、これはまた発災したらすぐに来てくれるということです。これも泊まるところがなければ、受け入れもできないというわけですのでよろしくお願いをします。

そしてうちまたでは、来年の7月に南海地震が起こると、こう言われておりますが、今の準備に、今説明をいただいた準備にさらに拍車をかけて、来年の当初予算と言わずに、補助制度があれば少しでも早く、補正でも組ん

でいただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、この点はよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、8月8日に出された巨大地震注意報に対する佐川町の対応についてお尋ねをする予定でありましたが、町長の行政報告で詳細に説明がありましたので、これは割愛をいたします。

次に、自治会と各地域にある自主防災組織についてお尋ねをいたします。

7月29日の高知新聞に大きな見出しで、街路灯消え住民怖い、こういった見出しで、高知市をはじめ県下の街路灯や防犯灯の実態が報じられていたところであります。

この防犯灯というのは、国や県などが幹線道路に設置する道路照明とは違い、自治会が電気代や維持管理費、こういったものを自治会の会費から払っているものであります。

高知市ではこうした自治会が、役員のなり手がいないとか、会員がいないとか、こういった理由のために消滅いたしまして、そうすると防犯灯もおのずからつかなくなり、真っ暗になっているということで、佐川町にも同じような自治会が出始めています。

自治会というと、以前は部落長会と呼ばれ、行政広報の配布はもとより、いろいろな催事の伝達など、行政の手足となっていたことから、行政の最先端組織、こういうふうに位置付けられておりまして、行政とともに協働してきたところではありますが、今の佐川町政における位置付け、これはどういうふうなことになっているのかお尋ねをいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の町政の自治会に対する位置付けというご質問ですが、自治会の組織は、各地区の環境整備、そして集会所の維持管理など、地域社会の維持、形成を図る上では欠かせない中心的な役割を果たしていただいております。

町の行政を進めていく中で、自治会との協働は非常に重要なことでございますので、住みよいまちづくりに向けた各施策を実施していく上で欠かせない組織であると考えております。以上でございます。

7番（西森勝仁君）

ただいまの答弁によりますと、地域社会の中心的な存在であって、昔とちょっと認識が違いまして、行政の最先端組織、こういうわけではどうもないようではありますが、ただ、今も言いましたようにその中心的存在であって重要で欠かせない組織であると、こういう認識なようではありますが、今後です

ね、多くの自治体が、加入する人がいない、あるいは脱退する人が出てくる、こういったことで、役員になり手がいない。こうしたことで、町内でも梅ノ木が消滅しております、このように休止といいますか消滅というか、していく可能性があるところが増えております。そうすると、防犯灯も消え真っ暗になるわけであります。

この前、私もちょっと用事がありまして小雨の降る夜8時ごろでありましたけれども、梅ノ木に行ったところ辺り一帯真っ暗でどのあたりの角を曲がって入るか、入口がちょっと全くわからなくて困ったことがありました。

こうなると、高知市のように、まさに防犯灯消え住民怖い、こういうふうになるわけでありますが、この現実をどのようにとらえ、これからどのように対応していくおつもりなのか、お尋ねをします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

今後におきまして、自治会に対する位置付けそして自治会、自主防災組織等にも関連することでお答えをさせていただきます。

自治会のあり方をどう構築していくか、また存続が西森議員のいうように危ぶまれる自治会の組織をどう再建していくかというような問題は、人口減少などによりまして、佐川町のような中山間町村におきましては大変重要な課題であるととらえております。

現在行政から各地区の住民の皆様への連絡、そしてお願いにつきましてはそれぞれの担当課局から各地区、各集落で決めていただいております自治会長さんなどを通じて行っており、各自治会長さんには大変お世話になってるところでございます。

自治会のあり方につきましては、昨今の能登半島地震など、頻発しております大災害の復興に際し、地域での支え合いの大切さ、地域と行政の協働の重要性と、各地区の自主防災組織の重要性につきましても、再認識したところでございます。

西森議員からのご質問の自治会の位置付けにつきましても、やはり地域で暮らしていくための機能をどう構築していくかという問題にも共通すると思っております。

各地区での高齢化などによりまして、奉仕的な活動をする世話役、なり手がなかなかいないという悩みが多く、地域であるというふう聞いております。

また今日、個人情報でありますとか、プライバシーでありますとかと、そういうようなことが語られるようになりまして、ますます地域での近所づき

合い、コミュニティが薄れてきているというふうにも感じております。

情報化社会の発展とともにですね、インターネットを活用すれば一通りのことは済ますことができるというようなことになってきております。いわゆる個人主義的な考えの方が増えてきているというふうにも感じております。

しかしながら、これからの地域、そして少子高齢化に、社会に対応していくためには、地域で支え合い、地域における人と人とのつながりが大変重要であり、行政としましてもこういった地域の自治会組織、住民自治をどう構築していくか、そして地域と行政がどう協働するのかという問題が極めて重要であると、とらえております。

そのため自治会を存続させていくためにはやはり、地域における牽引者、リーダーを育成することが非常に重要で、また必要であると考えております。

そのため、職員も現場や各地区に積極的に出向いて地域の状況の把握や、各地区の維持管理のご苦勞について把握をするように努めていかなければなりません。

各地区の自主防災組織におきましても、同じく同様でありまして、それぞれの課題がある状況ですので、行政としましても自治会の存続、そして防災意識の高揚など、アプローチを積極的に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

7 番（西森勝仁君）

今、町長からご答弁をいただきましたが、人口減少が進んでいる佐川のような中山間地帯にあっては、これが支え合いなども含め、重要な問題であるので、そのリーダーの育成も含め地域をどう構築していくかと、そこに尽きるわけでありましたが、今こうした防犯灯が消えて、不安がっている地域住民は非常に増えているわけであります。

全国の例を見てみますと、こうしたところは、苦肉の策といいますか、公費負担を始めているようであります。

高知市の街灯が消えたところも、高知市は70%の補助をしているにもかかわらず消えてしまう。こういったことでもありますので、その町内会、自治会、こういったところに電気代を請求をしなければ70%は払ってもらえませんので、こういったところに街灯だけの管理組合を作ってやっていくことも検討しているようではありますが、佐川町の場合も、以前、もう15、6年ほど前になりますけれども、斗賀野の通学路、これが暗くて危ないということで、私が現職のときに、あそこにずっと街路灯をつけて公費負担をしているわけでありましたが、そうした町内のトンネルにつきましても、斗賀野山瀬のトンネルも暗くって新入生、1年生が暗くてとてもとおれるような状況じゃ

ない、こういうことであそこもLEDのトンネルに、明るいトンネルになっておりますが、こうして安全を担保するために、公費負担で電気をつけてもらう、こういったこともちょっと検討をしてもらいたいと思います。

何か特交の要件にはならないかも知れませんが、事件が起こってからでは遅い、犯罪が起こってからで遅いと思いますので、こういったところが幾つも幾つも出てくると。あれ1灯200円もかかりませんので、安いものですので、何とかよろしく願いをしておきたいと思います。

町長からリーダー育成も含めて答弁もありましたけれども、自治会にはまたそれぞれの規約がありまして、当然、会費も払わないかんし、一斉清掃など、こうした義務もあります。当然、総会への出席義務もあるわけでありますから、今の若い人たちはこうしたことを毛嫌って加入しないわけですが、加入しなくてもごみステーションは、あれは行政が設置したものと思っておりますので、ルールどおりに出してくればまだいいわけですが、めっちゃくちゃに出す未加入者もおります。こうしたことですので、何とか加入をしてもらいたいと思います。

防犯灯にしましても、今言いましたように、犯罪抑止力がありますので、ぜひ明るい町といいますか地域といいますか、そういうふうな取り組みを真剣にちょっと考えていただきたいと思います。

また同じようなことでありますが、7月23日に、須崎市のこども議会が行われたようでありますが、ここでも中学生から部活が終わって帰るのに夜の暗い道は怖い、こういうことで防犯灯を増やせないかと、こういった質問が出たとのことでありますが、今も言いましたように犯罪が起きてからでは遅いので、速やかな対応をよろしくお願いしたいと思います。

次にこれも自治会と一身同体、表裏一体の自主防災組織であります、これは以前、行政の肝いりで立ち上げたものと認識しておりますが、長い歳月が経ちまして、役員が変わったりして、今休眠状態になったりしているところが出ています、町としてこの自主防の位置付け、これはどういう位置付けで、そして設置されていない、自主防が設置されていない自治会は今、幾つあるのかお尋ねをします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず自主防の位置付けでございますが、あくまで任意組織となります。

結成時にはそれぞれの自主防災組織ごとに規約を作成し、それに基づき活動を行っていただいていると認識をしております。

結成のときには防災資機材の整備に対しまして、補助金なんかも交付させ

ていただいておりますし、また結成後につきましても、3年間継続して訓練等の活動を行っておれば、資機材の再整備に対しまして、同じ条件で補助金のほうを交付させていただいております。

未加入と未組織の、自治会単位での自主防ということでございますが、今月初め、令和6年9月1日現在で9つの自治会が未組織となっております。以上です。

7番（西森勝仁君）

ただいまご答弁いただきましたが、自主防というのは任意の組織であって、9つのところはまだ立ち上がっていない、未加入ということですが、もう自主防の設置を始めてもう15年20年近くなりますので、なかなかこの9つというのはもう設置が難しいのではないかとというふうに考えるところですが、どの地域かわかりませんが必要性がないという認識に基づいておられるのかもわかりませんので、これはとやかく言えるものではありませんが、南海地震が目前に迫っている中、今ほど自主防の活動が重要視されているときはないと思います。

この自主防も設立から、今言いましたように随分長い歳月が経ちまして、今説明いただきましてたくさんの補助金のおかげで、発電機をはじめ、装備品もかなり充実してきたところではあります。この間、役員が交代して、実際にその使い方がわからない資機材もあるのではないかと思います。こうなると、せっかくの装備も猫に小判であります。

これは役場が活動状況をチェックして強力にてこ入れをすべきではないかと思うところではありますが、いかがなものかお尋ねをします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

自主防災組織の活動の停滞ということで、せんだってから危惧をしていただいております。

そういったお声のほうを受けまして、令和6年8月9日付で、各自主防災組織の代表者の方宛に、自主防災組織に係る活動状況のアンケート、こちらのほうを依頼しております。このアンケートの結果を集計分析しまして、活動が停滞しております自主防災組織数であったり、具体的な要因のほうを把握をさせていただきたいと考えております。

そういった要因などを把握をした上で、自主防の代表の方などに直接アプローチをさせていただいたり、また財政的支援などをさせていただくなど、可能である限り、活動の活性化に向けた取り組みのほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また社協さん、佐川町の社会福祉協議会さんなども、自主防災組織と連携をした事業を展開されておると伺いをしておりますので、こういった関係機関とも連携しながら進めていくことができればと考えております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

ただいまご答弁いただきましたように、8月9日付で活動状況のアンケート、これを実施してそれによりまして、社協、関係機関、こういったところと連携してフォローしてくれるということで安心をしました。

しかし、南海地震や大災害というのはいつ起こるかもわかりませんので、スピーディーに。とにかく1回は早く、そのまま連絡会なりそういった体制を作っていただきたい、こういうふうに思います。

それと6月議会で、岡林議員の質問に対する自治会への未加入者、加入していない人、これが27%とのことですが、これは自主防も今言いましたように、一身同体ですので、同じ率ということになると思います。

問題になりますのは、大災害が発生した場合、自治会に加入していない人、この人たちが炊き出しを求めてきましても、この炊き出しの対象人数には入っていないし、水や食料の備蓄にしましても自治会の会費の中から予算を組んで充当しているものでありますので、当然救済の対象には入っていません。

それに、今は便利な携帯電話をはじめ、電子機器を、自主防が購入した発電機、この発電機というのはいろいろ種類もありますが、私の自治会、自主防では1台で30台の携帯が充電できるわけでありましたが、それが3台、発電機は3台ありますが、こうした対象外の人が充電をしにやっても、もう対象外ですので、対応はできない。そのために役場のほうに行ってもらいかそう言うしかないわけでありましたが、こうした人たちに、今のうちにですね、自治会、あるいは自主防に入っていない人に参加していただくか、もし加入しないというなら、すべて自己責任で準備してもらうよう、役場のほうから指導、あるいは通知を出せないものか。これが喫緊の課題になってくると思いますので、いかななものかお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

自治会活動と、それから自主防災組織の活動、議員おっしゃるとおり密接に関係しているということは、認識をさせていただいているところです。

ですので町といたしましては、1人でも多くの方に自主防災組織へご加入いただきまして、地域防災活動を支えていただきたいというふうに考えておるところですが、自主防災組織への加入につきましては、個人の自由意思に

基づく、そういうところもありまして、町から自主防災組織への加入を強く促進する、言葉は悪いかもしれませんが強要するような通知を出すことは、難しいのではないかと、そういうふうに考えます。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今のご答弁によりますと、地域防災活動はしてもらいたいものの、加入についてはこれは自由意志であるので、ちょっと難しい、できないというふうに言われたと思いますが、これはこれで了解をいたしました。

それと災害時の避難に介護が必要な方、要配慮者と言うかどうかわかりませんが、この要配慮者であります、この人たちの情報というものはこれは個人情報ということで、民生委員さんとそして自主防の会長には、その名簿なり、そういった情報が伝わっていると思いますけれども、自治会長には全く知らされておられませんので、自治会長との情報共有もない、こういう状況でありますので、実際ことが起こったときには、必ず混乱をすると思います。

自治会に加入してくれてる人なら顔がわかっているのでもいいわけでありますが、顔も見たこともない、こういった人たちが、要配慮者名簿の中にあっても、いざというときには全くわかりませんし、そして自治会長はこんなことは全く知らないということでもありますので、要配慮者の申請を役場で受け付けるときにですね、あなたは災害時の要援護者になるので、自治会、自主防の協力が必要ですので、必ず自治会に入ってもらいたい。こういった要請をしてもらえないのか思うところですが、いかがなものか。そしてまた自治会、こういった情報を自治会長と防災会長、この前8月にそういった人たちが集まって桜座で話し合いがあったということは聞きましたけれども、内容は全く知らされておられませんので、併せてお尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この災害が起こったときですね、要配慮者。こちらにつきましては、法律に基づいて災害時要配慮者という形で、佐川町としても名簿作りをしています。その要配慮者の中で特に自力で避難ができない方、これについては災害時避難行動要支援者ということで、さらに名簿作りをしています。

この方々については、本人の同意、同意していただいた上でですね、先ほど西森議員おっしゃっていただいた民生委員さん、それから自主防災組織、消防、警察、役場の中でもそうですが、そういった関係機関と、情報共有をしています。この中に自治会が入っていません、現在。これは町が作っております地域防災計画、これに基づいて関係者の支援、支援関係者をくくっておりますのでそういった方々に情報共有させていただいております。

この自治会、特に自治会長さんへのですね、情報提供につきましては、今までも民生委員さん、それから自主防災組織の方から、一部自治会へも情報提供していただきたいという要望が一部出ておりました。

ただ、自治会長さん最近ほとんどですね、1年交代の方が多いです。そういったところから、もちろんそれは個人情報、この名簿は個人情報になりますので、そういった管理がですね、1年交代だとなかなかやりにくいとか、そういった課題があってですね、自治会長会全体として、情報提供先とするのはなかなか難しいんじゃないかというふうな話があっております。

ただ、先ほど西森議員おっしゃっていただいたようにですね、実際の地域、災害が起こったときに、実際に地域の方々、地域防災活動をしていただく中でですね、自治会との情報共有も一定必要であろうという話がありますので、さらにですね、庁内の関係課で協議をさせていただくとともにですね、これは自治会長会の理事会があると思いますので、そちらのほうにも、協議をさせていただく。自治会側のですね、ご意見もまたさらにいただきたいというふうに思っております。

こういった作業についてはですね、名簿の作業については、基本的に役場が更新をするわけなんですけれども、実際に更新作業をお願いしているのは、民生委員さんであったり、自主防災組織の方々であります。

年1回ですね、更新作業しますが、それに当たってですね、先ほど西森議員おっしゃったような桜座で、これは佐川地区の説明会だと思いますが、民生委員さん、自主防災組織の方、集まっていたいて説明会等をしております。

総務課長も先ほどご答弁させていただきましたが、自治会への加入というのは強制はなかなかできないんですが、可能な範囲で、例えば民生委員さんとか自主防災組織の方がですね、この名簿の更新のときにお伺いをするというときにですね、自治会入ってますかとか、入ってなかったら入ったらどうでしょうかねというふうな声掛けはできると思いますので、そういった可能な範囲の中でですね、ご協力を民生委員さんとか自主防災組織の方々をお願いをするというふうなことは可能であろうというふうに思っております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいま答弁をいただきましたが、この災害時の要配慮者名簿の通知というものは、佐川町の地域防災計画に自治会というのが入っていないし、またその理由としては、自治会長が1年間でコロコロ変わっているところが多いので、守秘義務、あるいは個人情報が担保されないということだろうと思

ますが、自治会長がコロコロ変わるのとは先ほども言いましたように、本当に手がない。なり手がいないからコロコロ変わるわけでありまして、また、もうすでにローテーションで、役員が1班、2班、3班、4班。このローテーションで決まっているところがあるわけでありましたが、それでそれは若いうちはよかったわけですが、20年も30年も経ってきて、そうしたら会計とか自治会長会会長とか、そういった役が回ってくる、もうすぐわかりますので、次は私が何になる。そうすると脱退をしていくわけです。理由を聞いたらもうその会計とか、自治会長らようやらんからやめます。

こうなると、会費はもちろん払ってもらえませんが、一斉清掃、こういったものの役務もどんどん出てくる機会が減って、ますます地域が稀薄になっていくわけですが、これと今の質問とは違いますが、今課長のほうから答弁があったように、可能な範囲で自治会に加入してもらうように、くれるように声掛けをしてくれるということです。一応は了解をしますし、また自治会長会との協議もしてくれるような答弁もありましたので、これは私がしてくれというわけではなくって、いざというときに混乱が起こるから困るよと、対応できないよということでもありますので、そこの辺りをしっかりと認識していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に7月11日の高知新聞の報道によりますと、身寄りのない高齢者が入院や施設入所を断られ、またアパートの契約もできずに困っているとのことあります。

人間誰しも老いと死は避けてはとおれないわけではありますが、県医療ソーシャルワーカー協会の中本会長さんのお話によりますと、これは現在の法律や制度が高齢者に家族や親族がいることを前提に成り立っている、このためだそうです。

現在、佐川町でも高齢化がどんどん進んでおり、この前にも、私の知り合いがひっそりとお亡くなりになりましたが、一人息子は海外に住んでおりまして、私が知ったのもずっと後のことでありました。

このように、身内がいても遠くに住んでいる場合もありますし、全く行き来がない場合もあります。また、天涯孤独の方もおいでます。

こうした方々は、連絡先や保証人がいないことで、入院や医療、医療行為の同意。また、死後のことについて大変不安を持っているわけでもあります。ついこの間も、私のところへ高知市内の病院から電話がかかってきまして、びっくりしたことでありましたが、この方も身寄りがないので、私のところを連絡先にしていただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、現在、佐川町の高齢化率と、後期高齢化率、

また独居の高齢者はどのくらいおられるのか、それは全世帯の何%に当たるのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

令和6年8月1日現在の数字になりますけれども、佐川町の高齢化率は41.2%。そして75歳以上の方の割合の後期高齢化率は24.1%となっております。

独居高齢者世帯の割合というところでございますが、これも8月1日現在で、これは全世帯数が5,934世帯ということで、そのうち65歳以上の独居の高齢者世帯、これが1,773世帯の、割合でいきますと29.87%。75歳以上の方の独居高齢者の世帯が1,222世帯、割合でいきますと20.59%ということになります。以上です。

7番（西森勝仁君）

ただいまのご答弁によりますと、8月1日現在ですか、この独居の高齢者は全世帯の29.87%、これ約30%近いという答弁をいただきましたけど、これは非常に高いのではないかと思います。

全国で一番高いのが高知県でありまして、17.8%、これはちょっとあまり高過ぎる、乖離がありすぎるので、基準が違うのかもわかりませんが、随分違いますし、10%以上も高いわけですが、こうした高齢者は日常的な支援が受けられないために、孤立するケースが多いとのことであります。

そこでお尋ねをいたしますが、高北病院ではこのように独居で身寄りのない高齢者に対する医療行為、あるいは治療方針への同意、あるいはまた緊急連絡先や保証人がいない場合など、この2ケースの場合はどういうふうに対応されているのかお尋ねをします。

病院事務局長（宮本福一君）

西森議員のご質問にお答えいたします。

医療を受けることに関する決定権は医療を受けるもの、つまり患者本人が有しております。

国は、令和元年に身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインを策定しており、また当院におきましては、適切な意思決定支援に関する指針を作成し、人生の最終段階を迎えた患者及び家族と、医師をはじめとする医療従事者が最善の医療とケアを作り上げるために運用をしております。

身寄りのない患者で、医師が確認できる場合は、治療方針決定に際しては、患者と医療従事者とが話し合いを行い、患者自身に意思決定をしていただき

ます。

意思が確認できない場合は、患者にとっての最善な治療方針を他専門職種の医療従事者から構成される、医療ケアチームで慎重に判断することとしており、医療行為につきましては、治療方針に基づき提供することとなります。

緊急連絡先を引き受ける家族や保証人がいない場合、入院することの心配されますが、国は平成 30 年 4 月 27 日付で、身元保証人等がいないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することについての通知を発出しています。この通知では、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し身元保証人等がいないことのみを理由に、患者の入院を拒否することはできないとされています。

当院におきまして、入院時に患者と入院誓約を締結し、支払いの保障や医療行為の同意、入院中の規則厳守など、様々な要件があるために、原則身元保証人を求めています。

身元保証人等がいない場合は、地域包括支援センターや福祉事務所等の行政機関に相談する場合がありますが、当院では身元保証人が見つからない場合でも、当院に入院が必要な患者は受け入れをしていますので、ご安心いただければと思います。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

どうもありがとうございました。

大変心配しておりましたが、高北病院では医療ケアチームを中心としまして、高北病院の医療ガイドラインにしたがって、本人の意思に基づいて治療をしていただけたということで、非常に安心をいたしました。

また身元保証人がいない場合でも入院拒否はしない、入院をさせてくれるということですので、よろしくお願いをいたします。

しかし、医療はこれで良しとしましても、こうした身寄りのない方の死後の対応と。こういうものはどうなるのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この相続人がいない、身寄りがないなどの理由でですね、葬祭人がいない場合につきましては、これは墓地埋葬法という法律の第 9 条に基づきまして、死亡地の市町村が埋火葬を行い、それから遺留品がある場合については、相続人調査を行ってすべての相続人の意向を確認した上で、引き渡しや処分を行います。

仮に相続人がいない場合、もしくは全相続人が相続放棄をするなどして遺骨や遺留金品を引き渡す相手がいない場合につきましては、遺骨は町が整備

をしております町の納骨堂へ納めることとなります。

遺留金品は一定期間、町で保管をした後で処分をするという形、そういった流れになります。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいま答弁していただきましたが、それによりますと葬祭人がいない場合は、それぞれの法令に照らして役場で対応して、町の納骨堂に納めていただけるということで、ありがとうございます。安心ができます。

しかし、これからこうした身寄りがなく、孤立していく高齢者対策というものは大変深刻な問題になってきますし、これは公的責任で支援する仕組みづくりと、こういうものが必要であると提唱されているわけではありますが、こうしたことを佐川町でもお考えになっていただいて、独居の方も大変、独居高齢者が 30% 近くもいるわけでありますので、佐川町独自の取り組みを進めていただいて、安心できる環境整備ができないものかお尋ねします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

今の時点ではですね、先ほど西森議員おっしゃっていただいたように、ほとんどのケース、法令や規則に基づいてですね、対応することが求められております。

その中でも町独自の取り組みということで何ができるかということもですね、探っていきたいというふうに考えておりますので、国とか他の自治体での動き、そういったもの、先進事例などですね、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今の制度ではなかなか難しいようでありますけれども、戦後間もないころは、一つ屋根の下に 3 世代の家族が住んでおりまして、にぎやかなものでありましたけれども、1 家庭 10 人近くが一つ屋根の下ということでありましてにぎやかだったわけでありましたが、今は核家族化が進んでおりまして、ほとんどの家で最後は夫婦 2 人、これの老老介護ということになり、さらにその先には独居の老人が一人暮らし、こういうことになっていきますが、みんなこれこういったことはお互い様でありますので、1 人になっても安心して最期を迎えられる佐川町になって欲しいと、こういうふうに願うところでありますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

最後になりますが、訪問介護所で働くヘルパーさんについてであります、このことにつきましては、先月の 26 日から高知新聞で過酷な労働環境や厳しい経営状況が連載されてきたとおりでありまして、効率の悪い郡部の事業

所にあつては閉鎖が相次ぎ、佐川町でも3ヵ所が閉鎖したとのことであります。

これはまことにゆゆしきことでありまして、自宅で生活する高齢者にとっては、食事や入浴、あるいは買い物。こうしたものがヘルパーさんによって、在宅生活を支えていただいておりますが、このヘルパーさんの支援がなくなるといふことであれば、これはもう自宅で生活することはできません。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在の訪問介護事業所の数と、ヘルパーの登録数及び実働ヘルパーさんは何人いるのか、まずお尋ねをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

先頃の高知新聞さんの記事におきまして、佐川町におきまして、2019年度から2023年度で3事業所減少というふうに記載がありました。ただ同時期にですね、新設事業所として1事業所は増えております。

それからですね、直近で言えば令和6年4月に事業転換により、1事業所が減少しております。現在、佐川町内では事業所が1ヵ所というふうになっております。

ホームヘルパーさんの登録者数につきましては、これは佐川町では把握をしておりませんので、高知県の長寿社会課に問い合わせをさせていただきましたが、公表用には集計をしていないということで、不明な状況であります。

実働人数といたしましては現在、町内1訪問介護事業所で、27名というふうになっております。以上です。

7番（西森勝仁君）

今の答弁によりますと、現在は事業所は一つになり、ヘルパーさんが27名いると、こういうことでありますが、現在、身体介護と生活支援、またその双方の支援を受けている利用者は何人おられるのか、また、ヘルパーは27人ということですが、これで対応できているのか、充足しているのか、お尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

令和6年2月の実績でございますが、佐川町全体の訪問看護の利用者121件、121名でございます。そのうち身体介護が27名、生活援助が55名、そして身体介護、生活援助両方の利用者が39名というふうになっております。

ヘルパーの充足状況につきましては、これは町内の事業所にお伺いをいたしました。現時点で土日であるとか、食事等の利用需要が集中する時間帯は、ヘルパーがもう少し必要というところでお聞きをしております。

ただ全体、利用者全体に対してヘルパーの数が不足をして直ちに困っている状況ではないというふうにも伺っております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいま答弁をいただきましたように、ヘルパーさんが時間帯によっては忙しいときもあるけれども、直ちに困っている状況ではないということですが、利用者は 121 名。このうち 30 数名が町外の事業所というふうに聞いていますが、これがですね、町外の事業者が撤退した場合、直ちにこれは困ることになりはしないかと思うわけであります。

もともと昔は、こうした支援制度というのは行政の福祉分野の仕事でありまして、国や県、市町村が担っていたものを、平成 12 年 4 月の介護保険法の施行に伴いまして、民間業者が参入し、担うようになったものであります。

この制度設計当時からですね、介護保険法の制度設計当時からいろいろと問題が指摘されておりました、それは保険あってサービスなし、こういうふうに揶揄されてきたとおりであります、当時の大臣が、答弁として走りながら整備していくと、こういうことになりまして、当然、当時佐川町議会でも矢継ぎ早に一般質問がありました。

当時、担当課長だった私が、上積みサービスや横出しサービスなどについて説明し、またその上でこの制度は運用次第ではバラ色にもなるし、灰色にもなると、こう答弁したこともありまして大変、気になっているところであります。

また、このサービスのお世話をしてくれるヘルパーさんも資格が当然必要になってくるわけでありまして、昔は社協が養成をさせていただいていたと思いますが、今はどこで養成をしておられるのか、また年間何人ぐらいが誕生しているのか、お尋ねをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

これは佐川町内での、ということでお答えをさせていただきますが、現在佐川町内ですね、ヘルパーいわゆる昔のヘルパー 2 級というような養成講座、これについてですね、講座を行っている事業所はございませんのでゼロという形になります。

7 番（西森勝仁君）

今、答弁がありましたように町内にはないということですが、県のホームヘルパー連絡協議会の荒川会長さんのお話によりますと、このままではあと 10 年先になったらヘルパーはほとんどいなくなる。こういうことでありますが、これは大変なことで、10 年といえはすぐそこです。団

塊の世代も大量に 90 歳台に突入しておりまして、一番お世話にならなければならないときであります、このときにヘルパーさんがいないという大変なことでもあります。

誰しも住み慣れた家で見慣れた景色を見ながら余生を送りたい。こういうのにヘルパーさんがいなくなれば、それもできなくなり、また、施設に入所するにも、そうすると施設も満杯になって、介護難民が出てくるんじゃないか。そうすると、町民の方々も行くところがなくなり、野垂れ死にすることになりはしないか、大変心配するところでもあります。

こういうふうにならないように、今からヘルパーさんの養成は喫緊の課題であります、昔、2 級、3 級と言われておりましたヘルパー資格は、2013 年に廃止になり、今は資格を取得するには、介護職員初任者研修、これか介護福祉士実務者研修、あるいは介護福祉士、この 3 つのいずれかの資格が必要となります。

高知県大の田中きよむ先生も、ヘルパーはこれから慢性的に不足すると言っています。資格を取得するには、130 時間のカリキュラムを修了し、筆記試験と面接試験に合格しなければならないわけではありますが、専門家のお話によりますと、独学ではとても不可能、こういうことでもあります。

今のうちにヘルパーを毎年 1 人でも 2 人でも養成していくことが、今の町政を預かる町長の責任と義務ではないかと思うところではありますが、こうした養成してくれる町内事業者があれば、そこに委託費なり補助金なりを出して早く養成をしてもらいたいと思うところではありますが、町長のお考えはいかがなものか、お尋ねします。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど健康福祉課長が答弁をさせていただきましたが、現在は町内では養成講座を行っておりません。しかしながら佐川町におきましても、過疎化や高齢化が進む中、ヘルパーの重要性につきましては、在宅介護の最後の砦として必要不可欠な人材だと考えております。

佐川町内での介護訪問事業の存続のために、ホームヘルパー養成研修を実施していただける事業所があれば、しっかりと調査協議をさせていただいた上で、そういった事業所をお願いをすることも考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

7 番（西森勝仁君）

今、町長からしっかりした答弁がありまして、ヘルパーというのは最後の砦になるため、しっかりと佐川町のことは佐川町で対応していきたい、養成

もしていきたい。早急に協議をしてくれるということですので、よろしくお願いをいたします。

それと以前、県の事業であります訪問介護事業所が行う介護予防、あるいは入浴サービスに対しまして、光熱水費などの名目に物価高騰対策、あるいはコロナ対策、こういう名目で10万円が交付されたと思いますが、今後、佐川町も県に合わせてタイムリーに交付し経営を支援してやれないものか。

特に介護業界は、この春、介護報酬のマイナス改定によりまして、経営がこれから悪化して閉鎖、効率の悪い郡部の事業所は閉鎖に追い込まれていく。こういうことが懸念されるということでもありますので、こういう閉鎖を検討に入る前に手だてをしてやれないものか、お尋ねをするところでもあります。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。西森議員おっしゃっていただいた、国の物価高騰対応の給付金につきましては、これは高知県のほうが社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金ということで、訪問介護等を含めまして社会福祉施設に10万円というものを給付した事業があります。

これにつきましては佐川町といたしましても、これに準ずる給付金として令和5年10月から佐川町の物価高騰の対策給付金事業といたしまして、佐川町指定の、この高知県の給付金に対象から外れている佐川町指定の事業所に対しまして10万円給付した実績がございます。

この物価高騰対策に関しましては、現在のところですね、まだ国等の財政支援、新たな財政支援がもしあればですけども、今のところ同じような寄付金を追加で行うことは考えておりません。

それから訪問介護事業におきます、この経営の部分での下支えといいますか補助金、こういったことにつきましても、これは3月議会にですね、岡林議員からのご質問もありましたが、それぞれの市町村の動向とか、あるいは国の動向、こういったものを見ながらですね、研究、検討していくという形になりますが、現時点ではですね、具体的なものはございません。以上でございます。

7番（西森勝仁君）

県は県の指定する事業所に対して給付をしたということですが、町は町で指定の事業者に給付しているということで、これは了解をしました。

しかし、今後におきましては、国、県の動向を見ながら、タイムリーな支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、もうすぐ2024年の労働白書が公表されるとのことですが、これによりますと国内では人手不足が深刻化しておりまして、特に介

護分野は深刻で長期化するとのことであります。

今、政府は外国人労働者に門戸を広く開いておりまして、農業や建設業界などで幅広く労働不足を補っていただいております。

介護分野でも、流暢な日本語を使い、日本人より日本人らしい心を持った人がいることは、新聞なんかで読んで承知はしております。

ただ、佐川町の場合、多くの高齢者が土佐弁で、しかも佐川方言を使いますので、掃除、洗濯、こういった作業につきましては別として、高齢者の気持ちがいかに伝わるのか、コミュニケーションが取れるのか、心配しているところでもあります。

意志が通じず、高齢者の苛立ちや、また虐待、こういったものにつながりはしないかと心配しているところではありますが、町長は、こと、身体介護、この介護分野に外国人を受け入れる用意があるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

人口減少、特に生産年齢人口が減る中で、日本社会の全体としまして、外国人労働者の受け入れが必要な時代になってきていると感じてはおりますが、町の施策としまして、現在のところ介護の分野におきまして、佐川町に外国人労働者の受け入れを進めることは考えておりません。

しかしながらですね、今後さらに高齢化が進む中におきましては、将来的には考えていかなければならない課題であると認識をしておりますので、よろしくをお願いします。

7 番（西森勝仁君）

今、町長から答弁をいただきました。

今直ちには考えていないというご答弁でありましたので、ありがとうございました。

ただこれから必要があれば農業を始め、建設業界などにはできるだけ多くの方に来ていただきまして、労働不足を補って欲しいと思っています。

そうすれば購買力も上がってきますし、また町内にも活気が出てきますので、よろしく願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で7番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き、9 番、坂本玲子さんの発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。

9 番議員の坂本です。

通告にしたがいまして質問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

高知新聞で大きく取り上げられましたが、消滅可能性自治体の問題をどう感じられたでしょうか。

有識者のグループ、人口戦略会議のまとめでは、全国の自治体の 43% の自治体で、将来的に自治体の消滅の可能性があると言っています。高知県内では 25 の市町村が該当すると書かれていました。

長野毎日新聞社説では、若い女性の増減に的を絞った考察から伝わるメッセージは、産めよ増やせよ、そのために自治体は頑張れという無言の圧力になりかねない。結婚や出産はその人の選択であり、どう生きるかという個人の尊厳に関わる。一人一人が幸せに暮らし続けられるための環境をどう整えるかが自治体の役割だ。それがひっくり返ってはいけない。と書かれていました。

国連人口基金の世界人口白書 2023 では、人口問題を切り口に破滅を予告する言葉に接したら、このような議論は誰の利益になるか考えるべきです、と警告しています。

確かに少子高齢化を口実に、年金、医療、介護は負担が増えるばかりだし、改悪されていると感じます。若い人は不安定雇用、低賃金が進み、子供を育てる余裕すらない人がたくさんいます。そんな政策で、子供を産もうとする人が増えるわけがありません。

白書は、そもそも人口が多過ぎる、少なすぎるという問題設定が間違っており有害、問うべきは、一人一人が性と生殖に関する自己決定権を含め、基本的人権を行使するすべを持っているかどうかだ、と強調しています。

皆さんはご存じだと思いますが、明治初期、1870 年、明治政府が調べた日本の人口は 3,279 万人。2022 年、日本の人口は約 1 億 2,500 万人、3.8 倍に増えています。

すなわち、今の人口の約4分の1になっても持続可能、大丈夫だということとです。むしろ世界では、人口が増え過ぎ、それに伴い二酸化炭素排出量が増え、地球の危機になっていると言えます。

では、行政は何を目指していけばいいのでしょうか。

私は、佐川町に住む人がみんな住んでよかったと思える、幸せだと思える施策を充実させていくことだと思えます。それを進めることにより、佐川で住みたい人が増え、移住促進にもつながると思えます。

町長はこの点に関して、どのようなお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年の先日、6月29日土曜日に大阪、そして30日に東京で高知暮らしフェア2024夏が開催をされました。

関係の職員に参加をしていただきまして、このフェアに参加された方に移住に関するアンケート調査を実施しております。その中で、高知県に興味を持ったきっかけを教えてくださいという質問があり、その回答を見ますと、多い順にですね、高知に旅行したことがある。次に高知出身の親族知人がいる。また、自身もしくはパートナーの出身がとなっているというような回答を得ております。

坂本議員が言われるように、佐川町に住む人が佐川町に住んで幸せであり、住みやすいと思い、県外にいる家族、親類、知人にお声掛けをいただくことが移住の一つのきっかけになるのではないかと、人口減少対策の解決につながっていくのではないかと考えております。

現在、佐川町におきましては、様々な移住支援や子育て施策を実施させていただいておりますが、今後とも引き続き、精査を重ねながら実施してまいりたいと考えております。

また、同じアンケートでどんなことをもっと知りたい、聞いてみたいですかという質問では、家や住宅環境のこと、そして仕事のこと、地域での暮らしや買い物、交通のことという回答で、移住者の具体的な生活に関わる内容となっております。

今後、人口減少対策の事業として、移住定住を推進する事業をさらに佐川町として進めていく予定となっておりますが、佐川町に住みたいと思っただけのような、移住者への支援、充実を図るとともに、高知市等への佐川町は交通の便のよさ、また地域おこし協力隊の活動など、移住を考える方々に佐川町の魅力、以前から、坂本議員に言われておりますように、佐川町のPR、情報発信にもしっかりと力を入れて、佐川町を全国にPRしていきたい

いと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

そうですね。

本当に佐川町は様々な施策を実施しておりますので、それをアピールすることを忘れずに、また、今、本当に幸せを感じられるような施策を進めていきたいと。現実的に子供の出生数が少ないのはやっぱり将来的には不安です。

白書はこれまでの出生率引き上げ政策について、長期的には効果はほとんどないとし、出生率上昇に照準を当てた政策から、生殖に関する権利を支援する政策へ転換すべきだ、と述べています。また白書では、職場でのジェンダー不平等、家庭でのジェンダー不平等、勤労世帯への構造的支援の欠如という三重の足かせが、少子化が進む国の特徴と述べています。

それについてはどのようなお考えでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

職場や家庭でのジェンダー不平等、また、勤労者世帯への構造的支援の欠如が、少子化が進む国の特徴という分析があるということで、そういった不平等が生じない取り組みであったり、また、勤労者世帯が安定して生活できるような施策のほうを進めていくことが大切であると考えます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。

白書はですね、出生率低下が目立つ日本と韓国に焦点を当てています。若い日本女性の多くがキャリアを続けることを望み、無給の家事や育児に縛られたくないと考えているとし、ジェンダー不平等が出生率低下の背景にあると認識を示しています。

男性の方は認識していないかもしれませんが、家庭には大きなジェンダー不平等があります。今の若い方の認識は少しずつ変わってきているとは感じています、それでもまだ十分ではなく、男性の意識改革が必要です。女性は子供を産む機械ではありません。子育てや家事を全部背負うには重荷すぎます。

多くの女性はキャリアを続けることを望み、無給の家事や育児に縛られたくないと考えています。重過ぎる負担を女性に押し付けるジェンダー不平等をまず改めなければなりません。少子化を改善する一つの鍵は、ジェンダー平等ではないでしょうか。

少子化改善の鍵は何だと思うのか、お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

少子化改善の鍵、キーとなるものにつきましては、様々あるかとは思いますが、生活の中にあるジェンダー平等、これは一つの大切なキーとなり得ると考えます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私は女性も男性も結婚するかしないか、また子供を産むのか産まないのか、その決定権があると思っています。

だから産み育てることが楽しい社会、安心して生活できる社会を作っていくことが、政治を任された議会や行政の仕事だと考えています。

そこでお伺いします。

人口減少を減らすために、町は今、どういうことに取り組みを進めていますか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少を減らすために町がやっていることでございますが、現在町としましては給食費の無償化、保育料の軽減、18 歳までの医療費の無償化、28 週目の以降の妊婦さんへの出産準備支援給付金の支給、奨学金返還制度など、子育て支援や新規就農支援、移住促進など様々な施策に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

片岡町長の英断で本当に子育て支援は多くの施策を実施して、随分子育てしやすい町になっていると感じています。しかし少子化対策は喫緊の課題です。仁淀川町や日高村では、ゼロないし2歳児の保育料無料化を始めました。3歳児以上はすでに国が無料化を実施していますから、ゼロないし2歳児の保育料が無料になれば、子育て世代は大いに助かります。佐川町で子育てしたいと思う移住者も増えることでしょう。これは以前にもお願いしました。

町はいつも近隣町村の状況を考えてっていうお答えが多いのですが、仁淀川町や日高村でやっているゼロないし2歳児の保育料無料化を検討していただけないでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

保育料の無料化に関して坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この坂本議員のご提案していただいております、保育料のゼロ歳から2歳まで無料化ということで完全の無料化ということであると思いますが、これにつきましては多くの財源を必要とすることもありまして、現在のところ具

体的な予定はしておりません。

ただ、少子化対策として少しでもですね、町として保育料の軽減を図るために、この第2子につきまして、現在同時入所の条件がありますが、これを撤廃してですね、すべての第2子の無料化を来年度から実現したいというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

完全無料化はできないけれども、第2子の同時入所ではなくそれを撤廃して、すべての第2子の無料化が実現されるということですので、大きな進歩かと思います。

これで何人子供を産んでも、第1子のゼロないし2歳児の保育料のみで、払うのはのみとなりますので、保護者にとっては大いに助かることと思います。

佐川町で保育料を払っている人は56人、年間保育料合計1,965万円と聞いております。今後もぜひ保育料の軽減を検討していただきたいと思います。

次に男女共同参画についてはどうでしょう。

町は男女共同参画推進委員会を設置し、その計画を立てています。ところがその実態はほとんど進んでないと言わざるをえません。ジェンダー不平等について、どんな施策があるのかお聞きします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

現行の第2次佐川町男女共同参画計画では、8つの基本施策があります。

人権の尊重と男女共同参画の意識づくり、男女共同参画の視点に立った教育学習の充実、政策方針決定過程における男女共同参画の推進、地域活動における男女共同参画の推進、職場における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援、男女間のあらゆる暴力の根絶、健康と福祉環境づくり、この8つの基本施策と、19の施策の方向を定めまして、48の施策に取り組んでいく計画となっております。

具体的な取り組みの一部といたしましては、人権の尊重と男女共同参画の意識づくりの施策において、人権フェスティバルや、人権の花の活動などをおしまして、人権意識の熟成や人権尊重の気持ちを育む取り組みを行っております。

また、仕事と家庭の両立支援におきましては、ワークライフバランスの普及啓発といたしまして、男性の家庭生活への参画の促進として、妊娠届をいただいたときに、お父さんに向けた啓発冊子を配布したりしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

啓発活動はかなりしてくれているようですが、古くからの慣習はすぐに変えることは難しいと思います。

やはりこの方針の中でもあります、教育が大切だと思います。

ぜひ教育の現場で繰り返し認識させていって欲しいと思いますが、教育現場ではどのような取り組みをされているのか伺います。

教育長（濱田陽治君）

学校での取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

日本国憲法の第 14 条に法の下での平等として、すべての国民は法の下に平等であったと、その中に性別と、こういうことが書いてあります。

政治的、経済的または社会的関係において差別されないと。それと、さらに 24 条に、家族生活における個人の尊厳と両性の本質の平等と、こういうことが書かれてあります。

そこで小中学校では学習指導要領に基づきまして、社会科、保健体育、特別活動の様々な活動の中でこれを指導しております。

保健体育では成長や発育についての理解で両性がですね、互いに理解と配慮しながらということです。

社会ではですね、歴史的経緯で参政権がですね、どのように獲得をされていたかとか、公民で実際に制度上のことを学んでおります。

それと特別活動、これは学級活動なんかですけども、この内容にですね、男女相互について理解するとともに、ともに協力し尊重し合い充実した生活づくりに参画すると、学級内での暮らし方といいますかね、そういうことを書いてあるということです。

さらに令和 2 年 3 月に高知県教育委員会が改定しました、高知県人権教育推進プランというのがありまして、これに身近な 11 の人権課題の中に女性という項目があります。

これに男女が互いの人権を尊重する教育啓発の推進と、もう一つ、あらゆる分野への女性の社会参画への推進と、こういうことを示して解決を目指しております、各学校で子供の発達段階に応じて、人権教育の場面をはじめ、様々な場面で取り組んでおります。

さらにですね、学校教育の中核となっております教育課程につきましても、これは戦前戦後ってのは太平洋戦争のことを言ってますけど、それ以前はですね、女子のクラスと男子のクラス別でやっていたんです。それが戦後の初等中等教育においては、多くの教科が男女の区別なく履修をされるようになりました。

ただしですね、中学校の技術家庭科においては、昭和 33 年告示の学習指導要領において、こういうことが書かれております。

生徒の現在及び将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、各学年の目標及び内容を男子を対象とするものと、女子を対象とするものとに分けると、こういうことが書いてあって、具体的に女子向きの内容について調理、被服製作、設計・製図、保育、家庭機械・家庭工作となっている一方、男子向きの内容としましては、設計・製図、木材加工・金属加工、栽培、機械、電気、総合実習とこうなっております。

今から考えるとですね、その後昭和 60 年の女子に対するあらゆる差別の撤廃条約の批准を受けまして、平成元年告示の学習指導要領から男女共修となりまして、現在は男女で技術分野、家庭分野それぞれですね、木材加工、電気、家庭生活、食物とこの 4 領域についてすべての生徒が履修をしております。

ですから女子もですね、のこぎりを持って木材加工、本棚本立の製作を試みたりですね、男子も家庭生活の中で保育というのがありますので、保育所へ行って、将来お父ちゃんになる勉強しているということです。

また保健体育につきましてもですね、平成元年告示の学習指導要領以前は、ダンスは主に女子に履修と。格技、これ柔道剣道相撲は主に男子に履修させるとして性別による学習内容の違いが見られましたが、平成元年告示の指導要領以降は、格技は武道に改められ、武道及びダンスの領域について男女ともに履修を選択して履修すると。ですから男子もダンスの授業を履修することもありますし、女子も武道の授業履修をするということがあります。

このように平成の始まりとともにですね、指導要領には男女別の履修に関する記述がなくなっておりまして、各学校で男女異なった内容で学習するということはすべてなくなっているということです。

このように各小中学校では男女の平等と共同参画を前提とした学習に取り組んでいるということです。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

詳しい説明をありがとうございました。

国も方向を転換しながら、本当の男女平等、ジェンダーの不平等をなくすようにやってくださっているようですが、そういうことが一朝一夕ですぐ変わるっていうわけではありませんので、ぜひ教育を大切にしながらやっていただきたいと思って思います。

ジェンダー不平等と同時に考えなくてはいけないのが、ジェンダーフリーだと思います。男性と女性の間、性の不一致を感じる人がいます。

人間の性のあり方は、虹色のように多様であるとも言われています。ところがその性のあり方が違うために、いろんな不自由な生活を強いられている方々がいます。当事者の気持ちに寄り添い、誰もが自分らしく安心して暮らし、生き生きと活躍できる町にして欲しいと願っています。そのためのパートナーシップ制度です。

以前の質問で、パートナーシップ制度導入についてお願いをしました。パートナーシップ制度の導入については、令和3年3月、令和5年9月の2回質問をしています。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

受けられるメリットは、病院で家族と同様の扱いを受けられる、公営住宅への入居に家族として入居可能。生命保険の受け取りにパートナーを指定することができる、民間の家族割など、いろんなメリットがございます。

1年前、総務課長は、制度導入に向けた検討を本当に進めなくてはいけないと考えているとのお答えでした。その後の進捗状況と、いつ制度を導入するのか、お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

あれから1年経ちました。現在、すみません、具体的な進捗がないのが現状です。

制度の導入時期につきましては、制度設計に当たりまして、ご承知のとおり、今年7月に高知県が策定いたしました、高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を参考にして、全庁的に取り組みを進めていくことが必要であると考えております。

参考に、県内で先行して導入しております事例を調べてみますと、各所属から職員1名以上からなるワーキングチームを立ち上げまして、複数回の検討会、こちらのほうで検討を重ねまして、導入する行政サービスであったり、制度対象者の範囲、また必要な要綱の制定と、10ヵ月程度の期間をかけて導入を図った、ということをお伺いしております。

こういった導入までの取り組みにつきましては、庁内の意識を高めるという点でも、大変意義のあるものと考えまして、当町においてもこのような手法で取り組みを進めていけたらと考えております。

本年度中には県の導入に関する指針の内容の理解を深めまして、庁内の体制を整え、遅くともこれから1年後、令和7年度上半期中を目標に、制度の

導入を進めてまいりたいと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

遅くとも令和7年度上半期中に制度を導入するということですので、安心をいたしました。

県内でも、今ではパートナーシップ制度のみならず、子供のことも考えたファミリーシップ制度も同時に導入する市町村があります。しっかりと検討をして先進地に学び、誰もが佐川に住んでよかったと思える内容にしていたきたいと思います。

ジェンダーフリーや男女共同参画を考えますと、女性が生まれてからの人生や職場での立場を考えますと、選択的夫婦別姓の導入も必要だと私は考えています。これについては、みんなが別姓を名乗れと強制しているものではありません。今まで使ってきた姓を使いたい人は使うことができるようにするというものです。

朝ドラの虎に翼でも話題になりました。法律的に認められないので、別姓を名乗ることができる、そういう形式的な結婚という形、形式的な結婚ではなくて、実質を取りました。選択的夫婦別姓については、経団連会長が6月10日、導入を提言しています。これは国の政策に当たりますので、町だけで決められるものではありませんが、その必要性や導入についてどのようにお考えか、お伺いします。

住民課長（真辺美紀君）

私からは選択的夫婦別姓の導入についてお答えをさせていただきます。

現在日本では95%の夫婦において、妻が改姓をしております。女性にとって、特に企業においては、改姓つまり氏を変えることによって不都合が生じていると言われております。また、国際的には婚姻後、夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないという制度を採用しているのは日本だけであると聞いております。

このことによりまして、国連女性差別撤廃委員会のほうから何度も是正勧告がなされていますので、国のほうの判断を待つしかないと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当にね、国際的に見ても、やはりこれはちょっとおかしいなというふうに感じておられるのではないかと思います。町長はどのようにお考えですか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

先ほど住民課長のほうからもお答えをさせていただきました。

やはり今の時代に選択的夫婦別姓についてはしっかりと勉強していかなければならない課題であると思いますし、これも国の判断を待ってですね、しっかりとその対応を考えていくべきではないかと考えておりますので、もう少し時間がかかるかもわかりませんがよろしく願いいたします。

9 番（坂本玲子君）

そういう状況でありましたら、例えば国に向けて働きかけを行うというふうなことはいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

本当にいろいろな世論もあると思いますので、答弁させていただきましたとおり、国の判断をもってその時の状況を見ながら、柔軟に対応していきたいと思っております。

ぜひそういう機会があれば、働きかけを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

いろんな世論のあることは私も承知をしています。しかしこれは意見の違う人に押し付ける内容ではありません。

同姓を望む人はそのようにすればいいし、別姓を望む人にはその道を進めるようにして欲しいということですので、配偶者と同じ氏となることも、生まれ育った氏を維持することも選択できるようにすればいい、まさに多様性を、そういうふうな多様性を認めて欲しいということですので、先ほど言いましたパートナーシップ制度と通ずる内容であります。この点を考え、しっかり行動していただきたいと思います。

男女共同参画計画では、住民との協働による推進がうたわれています。佐川町には女性を中心とした地域の会が多くありますが、その実態をご存じでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

町内には議員さんおっしゃるように、女性を中心とした多くの活動団体がありまして、それぞれの団体が活発に活動されていると認識をさせていただいております。

各団体のその活動の内容を詳細、つぶさに知ることはできておりませんが、各種の講演会であったりとか、研修会が、それから勉強会などのときにはお声がけをいただいたり、また私どもからお願いをして、助けていた

だいたりしている場面もございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

課長の言われるように佐川町には各地域にいろんな住民組織があり、活発に活動しています。しかし男女共同参画という部分で感じますと、ジェンダーフリーを考えるとときにそれらの女性グループをつなぎ、ともに考えていく姿勢が、行政の施策をスムーズに進めるために有効だと感じております。

そういったところにも、本気で行政が住民とつながる努力をしていくことが大切だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

確かに役場だけ、行政だけで幾ら考えても、問題や課題がすべて解決するとは思いませんし、限界もあると感じることもあります。

よりよい暮らしやすい佐川町を作っていくために、私たち職員も様々な住民の方、それから団体の方たちとつながって、住民の方一人一人がお持ちの力をお借りすることができれば、非常にありがたく、また心強く感じるところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に先ほど、住民組織って女性だけではなくて男性もいろんな組織を作っていますし、そういった住民とつながり合うことで、いろんなことが良くなると佐川町全体が良くなるし、つながったら災害時にも助かるし、いろんなその環境の問題でも本当に全部がここでつながることが非常に大切だと思いますので、ぜひですね、本気でつながろうとしていただきたいと。そんな組織に加入することは難しくても、いろんなことを知ることによって、それからそういう講演会とかいろんなことに参加することによってつながっていきますし、本気で住民と付き合い、積極的に施策を進めていただきたいと思えます。

以上でジェンダーの部分は終わりにしまして、次に農業支援について伺いしたいと思います。

佐川町の主要産業は何だとお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

佐川町内には1次産業から3次産業までございますが、農林業に関しましては担い手の確保も含めて特に力を入れている産業でございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

農林業に関しては特に力を入れているということでございますが、そこに

従事する人が生活できるような施策が必要です。

農業に従事している人の中で、主要作物に指定されている人には多くの補助があり、農業へのサポートもしていると思いますが、どんなサポートをされているのかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

現在、佐川町ではいろいろな事業を実施して支援をしておりますが、その中で6つの支援策を挙げさせていただきます。

まず一つ目としまして、新規就農者に対して、経営開始資金を交付するなどいたしております就農支援事業。

二つ目として、自身の経営状況を把握し分析することで、農業経営の安定化を目指す農業簿記講座や、農業経営研修の実施などをしております。

三つ目としまして、地域の共同活動により、農地や農村環境の維持保全などを目的としております多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払制度を実施しております。

四つ目として、高収益作物を推進するために、施設園芸に対する補助金を行います園芸用ハウス整備事業がございます。

五つ目として、地域の営農活動を継続するために、集落営農組織を育成し、機械の共同利用や農作業の受委託等を推進いたします、地域への支援事業がございます。

六つ目としまして、農業経営の効率化を図るため、不整形な農地を区画整理し、用排水路や農道などを整備します圃場整備事業などを実施しております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

様々な施策でサポートをされているということですが、農業をしている人から、せめてお試し研修用ハウスがあればいいのに、との声が挙がりました。

農家の高齢化が進み、農業への新規参入者を増やすことは、佐川町の大きな課題です。若い人が新規にハウス農家を始めるためには多額の費用が必要です。農業を始めるのに、それが大きな障害となっています。お試し研修用ハウスがあれば、自分の可能性を試すことができ、新規参入者が増えるのではないのでしょうか。

そういった施策の導入が必要と考えますが、それについてはどのようにお考えかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

園芸用ハウスの整備には多額の費用が必要となり、併せて昨今の資材高騰もございまして、新規就農者にとって非常にハードルが高いものとなっておりますので、研修用ハウスの整備は、新規就農者を確保する上で非常に有効なものであると考えております。

町としましては、まずイチゴのハウスを試験的に整備したいと考えており、高知県の補助事業を担当しております環境農業推進課や、JAの生産部会と事業実施の方向性について協議を行い、調整を進めているところです。

現在は主に県担当課と制度設計について協議を行っておりますので、今後の進捗に合わせて、指導農業者を交えた運営方法の決定や用地の選定などに進んでまいりたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

試験的にイチゴハウスを整備する方向で、ということで安心をしましたが、佐川ではニラのハウスなども必要かと思っておりますので、そちらも進めていただきたいと思います。そのほうについてはどのようなお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

イチゴで導入を行い、問題なく運用ができれば、ニラについても関係者と協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ前向きによりしくお願いしたいと思います。

別の観点からお伺いしますが、今、お米を作っても生活ができません。町は農業政策で、高所得が期待できる主要農産物への耕作変換を目指しています。そしてその方向に進む人だけに多くの補助金を用意しています。

しかし田んぼを終わらせないために、経営的にはマイナスになっても、米を作り続けている高齢者が多くいます。

農業を続けることはお米を作るというだけの意味ではなく、環境保全、災害防止にも大いに寄与しています。あと10年経ったら、耕作放棄地は半分以上になるんじゃないかと思うほど本当に高齢者が多いです。今、身銭を切っても耕作を続けてくれている方々への配慮も必要ではないでしょうか。

例えば林業では、林業支援備品が安く貸し出されています。農業でも、年の内何日間かしか使わない農機具があります。必要な農機具の貸し出しがあれば購入費用が削減でき、農業を続けることが容易になります。農機具屋さんと連携して貸し出しをする方向もあるのではないのでしょうか。

営農支援事業では、農機具購入などに補助金があります。米農家にとって

赤字になるのは、農機具が高価ってというのが大きな原因の1つです。農機具が壊れたことにより、農業を廃業する決意をする人がいます。営農団体にある農機具購入補助が個人農家にも使えたら、農業を続けられる農家も増えることでしょう。

そういった施策も検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

坂本議員のおっしゃっていることは十分理解できますが、現時点では、農業機械の購入補助などを含めて、米農家個人への補助金は検討はしておりません。

個人で農業機械の更新が難しい場合などは、機械の共同利用を目的にまとまりの取れる範囲で、集落営農を組織するケースなどが考えられると思います。この場合、農業機械などの購入に関しては、地域営農支援事業により支援が可能となりますので、地域の話し合いによる組織化ができれば、組織に対しての支援は継続して行ってまいりたいと考えております。

ただ、複数農家による機械の共同利用については、地域の座談会などで農業者と話す機会がございますが、利用時期の調整や故障が発生した際の取り決め、責任の所在などが導入のネックとなり、前向きに話が進まないというご意見もお聞きします。

機械の共同利用に関しては、利用者が多いほど効果的に運用ができます。農業者同士の話し合いで合意ができる利用者数の設定や、機械の適正管理、利用に関してのルールなど、取り決めが作れるのであれば補助金を活用することも検討できるものと考えております。

これまでの農業などに対する支援策は、新規参入者への支援、規模拡大や効率化などの経営改善を図る場合の支援、新技術を導入する際の支援などが大半で、経営を継続するための設備更新は自己資金で行うことが前提となっているため、単純な機械設備の更新に対する支援策はないのが現状でございます。

しかしながら、佐川町を含めた中山間地域では耕作放棄地が増え、農村環境が損なわれつつある現状は十分理解しておりますので、これまでのように農業、産業としてとらえた支援策だけではなく、地域の景観を守っていくためには、地域づくりの観点を含めた何らかの対策が必要であると感じているところです。

解決すべき課題は多くありますが、農業を持続可能な形にするため、農業の後継者不足などの問題と合わせて、今後考えていく必要のある重要な課題

だと認識はしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

課長はですね、耕作放棄地など、解決すべき課題は多くあると認識しておられるようですが、この点につきましては、今の副町長が産業建設課長であった以前からすでに問題を認識されていたと理解をしています。

産業振興課がその解決のために営農組織を作ったり、圃場整備を推進したり、様々な努力をしていることは私も承知しております。また今年のハウスの倒壊に関して、素早い動きを見せて農家を守ってくれたことも大いに感謝をしています。それにもかかわらず、なかなか課題解決にまで至らないのが現状ではないでしょうか。

林業では個人貸し出しができるのに農業ではできないということは、私としては納得できません。考えるといろんな方法があります。

先ほど言いましたように、農機具を農機具屋さんが管理できれば、課長が言った機械の適正管理はすぐできるでしょう。個人に補助金を出すのが駄目なら、集活がその核になるっていうことも考えられます。

考え方を柔軟にして、駄目だという前にどうすればできるかを考えていただきたい。これは町長がいつも言っている言葉であります。

以前は駄目だと言われていた個人への補助金は、今は普通になっています。イチゴ農家への補助、耐震化補助、保育料軽減、すべて個人への補助です。

下八川課長は柔軟な考えができる方だと思います。すでにタイムリミットが近づいています。タブーだと思っていたことを排除し、何ができるか、どうすれば課題解決できるのか、しっかり考え行動を起こしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

先ほど私のお答えした内容で説明が不足する点もございましたので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、林業において機械の貸し出しを行っているというのは、新規参入者の参入障壁を下げるという目的で行っております。

農業の場合は、新規参入者に対して、年間最大 150 万円を令和 3 年度までは 5 年間、令和 4 年度からは 3 年間交付できる制度がございますが、林業にはそのような制度がございませんので、経験が浅く、経営が不安定な時期を支援する目的で実施をしております。

当然台数が不足すれば、経験の長い人の貸し出しは終了いたしますし、機械の老朽化に伴い、廃棄も順次行っていくことになるかと思っておりますので、そ

の後は自己資金による機械の調達などを行っていただくという形になります。

ご質問いただいている内容としましては、米農家は機械設備の負担が大きいく、経営が継続できないため、そこを個人に対して公費負担をすることで経費を圧縮させ、経営を支援するというものになるかと思います。

2020年の農林業センサスによりますと、佐川町で水稻栽培を営む経営体は316ございます。ただ、機械設備の負担が大きいというのは、水稻栽培に限った話ではございませんので、水稻以外の栽培する経営体も同様のこととなります。さらに言えば、機械設備の負担が大きいというのは、1次産業に限った話でもございませんので、2次産業、3次産業にも波及していく形になるかと思います。

行政として、米農家に個別支援をする、農業を営む1経営体に機械設備の経費を個別支援をするということは、その対象はすべての産業の経営体に拡大すると考えております。

今の経営を継続するために、機械設備に必要な経費を個別支援をしないということは、米農家だからしないというわけではございません。どの産業においても経営努力により行うものであり、そこを公的に支援するということは災害の発生など特殊な事情がない限り、これまでもないですし、これから適切ではないと考えております。

ただ、米農家へ支援をしないというわけではございません。町外の米農家が多く活用している支援策としては、地域営農支援事業があると思います。この地域の支援事業は、集落営農組織を推進して育成していくという事業になりますが、集落営農組織には様々な形態がございまして、町外では4、5人で組織しているところもございます。

水稻栽培の継続には、機械設備を含めたコストの削減や、機械の性能に応じた経営規模を見直しをすることなどが必要になるかと思います。

1人の米農家が抱く思いは、多くの米農家に共通するものがあると思いますので、まずご近所の気の合う農家さん同士で、機械の共同利用や農作業の受委託など、地域の営農活動を継続していく方法を話し合っただけであればと思います。集落営農組織や地域への支援事業については、高知県と協力して、情報提供を含めて支援をしていきたいですので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

また、集落活動センターが核となる場合については、それぞれの地区で話し合いにより、活動の一環として取り組んでいきたいという方向であれば、可能性はあると考えております。

いずれにしても、各地区や集落、またご近所などまとまりがとれる、

意思疎通が取れる範囲による話し合いと共同活動が、地域の営農活動を継続して、耕作放棄地の発生を抑止するためには、必要不可欠だと考えているところです。以上です。

9 番（坂本玲子君）

詳しい説明をありがとうございました。

いろんなそういう可能性があるという意味では、あるんだな、よかったなと感じました。

また、本当に 75 歳以上の農家が非常に多い。例えば、黒岩、斗賀野では、佐川町全体の作付面積が 81 ヘクタールですが、黒岩、斗賀野で 75 歳以上の耕作面積が 244.9。本当に多くなっておりますし、農業者が 727 件、873 人、認定農家は 37 件、自給農家が 269 件と、農家の中でも本当にお米を作ってやっているっていう農家が多い。それに高齢化が進んでいるという現実がありますので、やっぱりそれをいかにしていくかっていうのは、課長がおっしゃられたように、産業としてだけとらえるのではなくて、景観、災害、いろんなところを考えながらぜひ、何をすればいいのかっていうのを考えていただきたいと思います。

こういう高齢化の現実を見ましたときに、やはり若い農業者の参入が絶対必要だと、若い農業者の方々が安定した生活ができるような施策は非常に大切だと思います。例えば自伐型林業で佐川に定着されている方が多くいます。しかしその収入は少なく生活していくのがやっとなと聞いています。

例えば自伐型林業の協力隊の方が、すいません。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番（坂本玲子君）

失礼しました。

若い農業者の参入が必要ですが、その収入も所得も非常に大事なもので、例えば自伐型林業の協力隊の方が農業にも興味を示してくれる気があれば、例えば農繁期には農業をして、その間に林業もしていけば所得がもっと増えるかもしれません。

そういったドッキングの可能性も考えていけば、農業後継者の不足も少しは改善されるのではないかと思いますし、その辺の何かそういう、ドッキングとかいろんなやり方っていうのについてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

農業と林業の兼業というところは、町内にも実際に農業と林業の兼業しての方がいらっしゃるし、林業の講師として来ていただいている方も、農業と林業を兼業しているという方も実際にいますので、本人の希望と意欲にもよりますが、林業と農業の兼業、ドッキングは可能だと考えております。

また、農業機械の共同利用や作業受委託が進んでいけば、自ら営農するのではなく、以前下川議員からもご提案いただいておりますが、オペレーターとして従事をしていくという可能性も出てくると考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にいろんな可能性を見ながらやっていただきたいと思いますし、行政の仕事は、やはり佐川町に住む人が安心して暮らせるまちづくりです。

そういった意味でも農林業で安定して暮らせる、せめて所得が 500 万円以上を目指していく必要があるのではないかと思いますし、先ほど町長が言ってくれましたように子育て教育などの支援制度、子育てにお金の心配がないまちづくりも大事だと思います。

また中小企業の支援であったり、ケア労働の処遇改善、これについては今回、複数の方が質問を予定していますので、その回答を待ちたいと思います。

さらに先ほど言いましたように、ジェンダー平等、ジェンダー不平等とジェンダーフリーをどう考えていくかが大切になると思います。

いろんなことがあります、どうすれば佐川町民が佐川に住んでよかったと思える佐川町になるかを、町も真剣に考えながら施策を進めていただきたいと思います。

通告では、学習端末についてやる予定でしたけれども、少し私の検討をもう少し重ねたいので、今日はこれで質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 9 番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで食事休憩のため、1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番、橋元陽一君の発言を許します。

5 番（橋元陽一君）

5 番議員の橋元陽一でございます。

通告に沿いまして質問をしてまいりたいと思います。

最初に、8 月 8 日の日向灘地震で、気象庁が 8 月 15 日まで発信を続けた南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応、また続けて襲来した台風 15 号への対応、職員の皆さんが町民の命と暮らしを守るために、収束が見えないコロナ禍のもとで、日常勤務に加えて避難勧告や受け入れ体制などの対応に尽力されたことに、本当に感謝と敬意を表したいと思います。

南海トラフ地震の発生率は、時間を追うごとに高まっていております。引き続き、町民の命と暮らしを守るためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

一つ目の質問に入っていきます。

佐川町総合計画は 1975 年に初めて策定をされ、50 年が経過しようとしております。10 年ごとにまちづくり総合計画が策定をされ、執行されてきているところであります。現在の第 5 次総合計画について、これから 10 年間の第 6 次総合計画の策定の段階を迎えていると思います。

このことに関わりまして、質問してまいります。

第 6 次総合計画の策定に向けて、職員の皆さんによる策定チームは編成されてスタートしているのかどうか。動き出しているのであれば、策定チームの構成や人数も含めて説明をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。

第 6 次総合計画の策定に向けてですが、今回につきましては職員による策定のチームにつきましては、編成することはいたしておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

今回は職員のチームは編成しないということであります。

前回コンサルタントに委嘱をされて計画の策定が進められたというふうにとらえています。

今回はどのようにされるのか、委嘱するのであればいつ動き出すのか。す

でコンサルタントが決定されているなら、会社名など含めて説明を求めたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

第6次総合計画、次期の総合計画につきましても、コンサルタント事業者に委託をすることといたしております。

公募型プロポーザル方式によりまして審査会のほうを行いまして、株式会社ぎょうせいを受託候補者といたしまして選定のほうをしておりまして、現在、契約に向けまして協議のほうを進めているところですので、間もなく契約のほうを締結いたしまして、策定の作業を進めていくという予定を今しております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

これからの動きだということであります。

職員チームも策定をしないということでもありますので、これからの質問が、ちょっと論を外れるかもしれませんが、担当課長の範囲内で答えていただけたらというふうに思います。

これから、2年間かけて行われる計画の策定に関わって、どのようなスケジュールで組み立てられていくのか、答弁いただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

スケジュールにつきましては、今後のですね、打ち合わせ等によりまして変更になることも若干あるかと思いますが、今年度中にまず、アンケート調査のほうを行いまして、あと町内5地区で第5次総合計画の振り返りなど、こうしたワークショップのほうを行うように予定をしております。

令和7年度には職員研修や関係団体のヒアリング、第6次計画策定に向けました町内5地区でのワークショップ、こうしたものを行いまして、令和7年12月ごろに確定の原稿のほうを策定いたしまして、1月にはパブリックコメントにより意見のほうを募集し、計画のほうに反映させることといたしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

住民参加のシステムとして、今、アンケートやワークショップということでありました。そのアンケートとかワークショップの呼びかけというのはどんな方法で呼びかけていくのか、構想があれば説明いただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

ワークショップへの呼びかけにつきましては、広報誌やホームページ、また町の公式LINEなどを活用し、自治会などをとおして周知、集落活動センターやあったかふれあいセンターの利用者、こうした方への周知などを図りまして参加者のほうを募ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

先ほど説明のあった住民アンケートに向けてでございますが、住民参加として重要な方法の一つだというふうに私もとらえています。

前は1千名を対象にして行われたと思うんですけども、前回、第4次のアンケートの共通項目を設定しながら、第5次でもアンケートが実施されています。そうしたアンケートの取り方についてもですね、何かこういうふうにしていくというような方向を検討されていることがあれば、ご説明いただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

住民アンケートにつきましては満足度など、前回のアンケートと比較できるような項目や、地域幸福度、また今回デジタル化など新たな項目を加えた設問のほうも検討し進めるように、計画を進めております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

前回同様、幸福度も調査されるということでもありますけれども、前は全国47都道府県1万5千人ぐらゐを対象にして調査も行われたと思うんですけども、そこら辺を含めた構想は考えているか、回答説明をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

まだ現在計画段階ですが、一般住民のアンケートにつきましては1千程度を予定をしております。この他、中高生のほうへのアンケート、こうしたものもやっていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川の未来を担う中高生も対象に今年は導入を検討されているというところであります。

このまちづくり総合計画を進めていく段階でですね、総合計画審議会が前回もスタートしてるかと思ひます。この条例にも沿ってですね、設定されていくと思うんですけども、この計画審議会のスタートとか、あるいはメンバーとか、現段階で条例にしたがって構成されていくのかどうか含めて説明いただけたらというふうに思ひます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

総合計画の審議会につきましては、現総合計画の今の評価等もお願いしておりますので、現行のそういった進捗、こういったことなんかも今やっておりますので、現在委嘱しております委員の任期につきましては、令和7年6月19日までとなっております。

現在の構成メンバーといたしましては、町議会議員2名、教育長、農業委員会、それから町の職員労働組合、それから町商工会、高知県農協、佐川町社会福祉協議会、佐川観光協会、佐川町金融団、高知県立大学、それから佐川町男女共同参画推進委員会、その他黒岩いきいき応援隊、あったかふれあいセンター斗賀野、高知県産業振興推進部、それと町内5地区の自治会長の計20名というふうになっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

そしたら今の確認で、現在その計画審議会は継続して組織をされて動いているというとらえ方でいいのか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

そのとおりでございます。

5番（橋元陽一君）

ありがとうございます。

審議会等、同時進行で担当課を窓口にししながら、第6次の計画が動き出していくということであります。

この現在、審議会でも議論されてるかと思うんですけども、第5次総合計画の総括がされたら、それぞれの施策に応じてですね、されていくというふうに思うんですけども、総括の検討作業、どういうふうに進められていくのか、また進めていった段階で、一定まとまった段階で事前に町民に対して広報等でですね、公表されることも検討されているのかどうか。

第5次の総括の公表の仕方について、何か検討されていくことがあれば、また審議会のほうからご意見等があれば、説明をいただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

第5次総合計画の検証、評価につきましては、住民へのアンケートによる施策の評価や、町民ワークショップでの振り返り、この他役場内におきましても、現行計画で設定をしております各施策の進捗状況、こういったものを確認いたしまして評価を行います。その後ですね、次期計画にフィードバック

クしていきたいというふうに考えております。

公表につきましては総合計画審議会に提示した上で、ホームページでの公表のほうへ予定をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

その公表の時期っていうのは、第6次の策定終了前に一定何らかの形で公表されるというところとらえ方でいいのかどうか確認させてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

すいません、公表の時期までについてはちょっと、細かいまだ計画ができていません。これからまた詰めていくようになっております、すいません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ可能であれば、総括については事前に公表していただくようなことを検討していただきたいというふうに思います。そこで非常に分厚い総合計画であります。その第5次総合計画の中で少し素人として何か、どうとらえたらいいかわからないことがありますので、次、質問させていただきます。

第5次総合計画の第1章、佐川町の今と題してですね、佐川町の現況と社会動向で、人口減少と少子高齢化の進行は、地方財政に大きな影響を及ぼすと指摘をされています。続いた後、2番目の佐川町の概況の経済状況の推移では、地方債残高が減少し、基金残高が増加し、経常収支比率は90%前後で10年間推移してきてるという分析をされているところであります。

この10年間、総括入っていくと思うんですけども、人口減少と少子高齢化の進行が、地方財政へどのような影響を与え、どのように推移しているのか、現時点で分析されてることがあれば、概略で構いません、説明をいただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成26年度以降、令和元年度までは歳入歳出決算額は、過去の決算額同様に概ね60億円規模で推移いたしまして、地方債の残高は44億円から46億円、それから基金残高につきましては、45億円から47億円程度で推移し、いわゆる横ばいの状況が続いております。

令和2年度以降は、様々な行政需要の増大によりまして、歳入歳出の決算額は90億円規模で推移をしております。地方債残高も年々増加いたしまして、令和5年度末残高は約70億円となっております。

同じく基金残高のほうも年々増加しておりまして、令和5年度末残高は約

65 億円というようになっております。

経常収支比率につきましては、平成 28 年度から 30 年度にかけて、97% から 99% に達する状況にありましたが、その後は 90% 前後で推移をしているというのが、財政指標に基づいた数値での結果になっております。

令和 2 年度以降、先ほど決算規模、財政規模が大きくなっているというお話をさせていただきましたが、この要因のほうにつきましては、コロナ禍の臨時経済政策による増加もありますけれども、インフラや公共施設の更新、それから長寿命化対策、道の駅建設、それと高知県の管理型産業廃棄物の最終処分場建設に伴います地域振興策等の実施によります投資的経費の増、それから人件費や社会保障関係の経費が増えたことに加えて、少子化対策であったり、物価高の影響、他方面において行政需要が増大したことに起因をしております。

また地方債につきましては、令和 2 年度以降、投資的経費の財源とするために借入金額が急増したことを受けまして、年々残高が増加をしている状況でございます。

基金につきましては、後年度、後の年度の地方債の償還や公共施設の更新費用に充てるために、令和 3 年度以降、積極的に積み立てを行ったことにより、残高が増加をしております。

経常収支比率につきましては、平成 27 年度に国勢調査が実施されたかと思うんですけれども、この国勢調査人口の減少を受けまして、普通交付税が減少した影響などによりまして、翌年度からの平成 28 年度から平成 30 年度にかけて大きく上昇しておりますが、その後は以前のように 90% 前後の状況に戻り、令和 5 年度決算においては 90.6% となっているということを分析をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

この財政の見方と人口減少とのとらえ方、結びつき、関連性を分析するのは、なかなか素人ではなかなか難しくて、質問に加えたところでございます。

今の説明を受けましても、十分に人口減少することによって地方財政にどんな影響を及ぼすのか、まちづくりの重要な要にもなってくるのではないかなというふうに思います。

ぜひそうしたとらえ方についてもですね、行政のほうからも、町民に対してこういうふうにとらえていったらいいんじゃないかということも示唆していただけたらということも含めて、今質問を組み立てたところでございます。

この町民の生業の把握していくのにですね、第 5 次総合計画の中で提示されています産業別就業人口のデータがあります。住民の暮らしの土台とな

る就業人口の動態を把握していくことは、まちづくりの重要なポイントにもなっていくと、ポイントにしなければならないというふうに思っているところであります。

この5年ごとに区分されていく就業人口のデータというのはどんな方法で出されていくのか、その方法で年代別や性別も区分できるのか、説明をいただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

就業の状況につきましては国勢調査、こちらにおきまして15歳以上のかつ5歳ごと及び性別で区分されたものがございますので、そちらのほうを活用するようになっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

ということは、今年度第6次の計画についてはそういう就業人口の分析をしていくというときには、使われるデータっていうのはどんなもんのかちょっと教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

就労に関するものにつきましてはこの国勢調査を含めまして、今、統計法に基づきましてあらゆる統計調査のほうをやっておりますので、その確定した数値、こういったものを活用していくような形になります。以上です。

5番（橋元陽一君）

就業人口データで、第1次産業の減少がですね、第5次総合計画の中で、平成12年1,138人、15.65%から平成22年、10年後に826人、13.42%に減少していると。一方、第3次産業従事者の構成比率、年々増加しているという分析がされていて、平成12年は4,106人が平成22年3,957人、比率で56.4%から64.31%に増加をしている、こういうとらえ方で分析をされているのかなというふうに思います。

同じようなとらえ方が、第6次でもデータとして集計できているのかどうか、見通しを説明いただけたらと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

総合計画の数値につきましては、前回に確定したものがありますので、こちらを確認することになりますし、先日高知新聞のほうにも出てたかと思いますが、そういった県のほうの公表いたしました数値、こういったものですね、あらゆる確認できる資料のほうは確認をしながらですね、計画

のほうには反映させていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川町住民の現時点での就業人口のデータっていうのは、統計調査も含め分析ができ、前回のように分析ができるというところとらえ方でいいのかどうかも確認させてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

国勢調査の分はですね、あらゆる分野で数値のほうを出しております。もう年齢ごとだけでなく産業ごとでありますとか、事細かくですね、出ておりますので、それをその計画によってですね、どの数値を取るかっていうのは、ちょっとまたそこをうまく反映させていかななくてはならないかなというふうに感じておりますので、ちょっと計画の内容等によってですね、細かく出てますので、そういったものは町としての分析はまだこれから細かくはしていかないかんですけど、そういったもとなる数値のほうは出ておりますので、それをしっかりと使っていきたいというふうに考えております。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ、佐川町の実業人口の動態が把握できるようなデータをですね、出していただきたいというふうに思います。

人口減少と少子高齢化への対策、根本的には国の施策であり、地方自治体で対応できる課題ではないと私もとらえているところであります。

佐川町、1985 年に人口がピークを迎えて、現在まで減少してる中で、世代を超えながら佐川町に住み続けておられる方々、また佐川町に住みたいと移住されている方々が、これからも世代を超えて佐川町に住み続けるまちづくり、自治体としての規模のあり方等を含めて、具体的に構想していくことができるようなデータ情報を、ぜひ提起をして発信をしていただきたいというふうに考えているところであります。

例えば、素人の考えになるかもしれませんが、どんな方が佐川町に住んでいるのか、全体像を把握する手だてとして、現在まで町外から移住して生活してる町民の把握も必要ではないのかなというふうにも考えているところであります。この第6次の計画を立てていくために、これまでの佐川町への移住者の年齢別、男女別、あるいは移住の理由とか、移住の時期とか、職業など、ぜひこう分析をしてですね、まちづくりに活かしていただきたいというふうに考えているんですけども、担当課長いかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊や卒業生、この他移住したいという相談があった方が佐川町に転入された方については、その段階での把握のほうはしておりますが、その転入後のですね、追いといいますか、その後どうなっているかということろまでは調査のほうは行っていないのが現状です。その他の移住者、相談なく転入された方につきましては、現状では把握のほうができておりません。

国勢調査では住居期間に応じた産業別の移動人口の就業状態の集計などもありますので、こうしたデータを分析しながらですね、活用できるようにしたら次期の計画にも反映させていきたいというふうに考えております。

5 番（橋元陽一君）

先日も議員研修会でも議論をしたことがありました。少子高齢化問題、それぞれ抱えてる自治体でとらえて、それぞれがどんなことができるのかできないのか、議論をしたケースがありました。

私も 34 年前の佐川町への移住者の一人であります。佐川に住んでよかったと本当に心から思って現在も生活をしてる一人であります。こうした声です、これまで佐川町で住み続けられる方々と、それから移住された方々が佐川町どんなふうにとらえているのかということが、第 6 次総合計画の中で少しでも浮き彫りになれば、人口規模が減少しても佐川町をどんな町にしていこうという土台を作っていくことができるんじゃないかなという思いで、この項については質問してまいりました。

これから動き出すということでもありますので、ぜひ議論の中に反映していただきたいということをお願いして、この項についての質問を終わりたいと思います。

二つ目の質問に入っていきます。

新産廃建設の進捗状況に関わってであります。

本体工事や進入道路の工事など本格化してる中で、佐川町周辺域で道の駅のフロアに浸水するほどの大雨に見舞われたり、先日の台風 10 号の襲来でも大雨となりました。この間、南側斜面のスレーキングで斜面工法の大きな見直しで工事が現在進めてる段階に入っております。

今回、台風 10 号による大雨で、南斜面のスレーキング、あるいは重力性変形など、新たに発生していないのかどうか、県もしくはエコサイクル高知から町への報告について何かあれば説明を求めたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

橋元議員の質問にお答えいたします。

施設本体工事の南側斜面につきましては、6月の議会でも報告いたしましたとおり、斜面で少しゆるい箇所が出ていますが、専門家の方々の意見も参考にしっかりと調査しながら、周辺にお住まいの方々の安全を第一に考えて工事を進めていると聞いております。

なお、台風通過後の現場確認では、南斜面を含め、台風の影響はなかったと聞いています。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

今回の台風については影響がなかったということであります。

エコサイクル高知からのお知らせナンバー23、24、25の中で、本体工事の、特に集水ピットの整備状況が写真でも掲載されてきております。

今回の台風、かなり施設現場の底のほうにこの集水ピット使われていると思うんですけども、雨水の影響はなかったのか、施設内に滞留した雨水はどのように処理されたのか、町のほうに報告されてることがあれば説明を求めたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

集水ピットの整備工事におきましても、今回の台風による雨水の影響はなかったと聞いています。また工事期間中、施設内に滞留しました雨水、雨水は排水ポンプで汲み取り、濁水処理施設で処理した後、水量を調節した上で排水されていると聞いています。以上です。

5 番（橋元陽一君）

台風10号の雨量によっても排水ポンプ等の対応で処理をされているというところであります。

新産廃施設の建設現場で、今回の雨水に対する影響はなかったということでもありますけども、台風10号による雨水の時間降雨量の最大値、計測されているかと思うんですけども、どれぐらいの雨量がその施設周辺で降ったのか、最大時間雨量、総降雨量、町として確認されていれば報告をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

建設現場では、作業当日の作業中止の判断等に活用するために、簡易な雨量計で降雨量の計測を行っていますが、時間降雨量の最大値の記録は行っていないと聞いています。

なお今回の台風による降雨量につきましては、気象庁のほう公表しています佐川の観測所での結果では、8月26日から8月31日までの間で、最大

時間雨量は 42 ミリ、総降雨量は 373.5 ミリでございました。以上です。

5 番（橋元陽一君）

想定されている 100 年に 1 度の降雨に対応できる施設ということで工事が進んでおりますが、その設定された降雨量からすると、大きな 4 分の 1 程度という降雨量なのかなというふうにとらえているところであります。

このスレーキングによってですね、施工範囲の拡大が行われて、雨水の調整方法も見直しもされているところであります。

今回の総雨量、先ほど報告いただきました。このことを受けて県あるいはエコサイクルと町のほうで何か協議、検討されたことがあるのかないか、また町民への説明を必要とすることがあるのかないか含めて、町として県から報告を受けていることがあれば説明をいただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

施工範囲の拡大に伴う雨水の調整方法につきましては、影響がないように、放流方向や流量の見直しをしていると説明を受けております。

また、見直しの内容につきましては、高知県及び公益財団法人エコサイクル高知が令和 5 年 12 月 2 日に開催しました、第 5 回新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会におきまして、検討協議がなされており、委員の方々から、妥当であるとの判断がなされております。

なおこの内容につきまして、同年 12 月に県及びエコサイクル高知の方々から、町長そして議員の皆様にも説明をしていただいております、住民の皆様に対しましては、12 月 15 日と 16 日に加茂小学校体育館で開催いたしました、住民説明会においてご説明をいただいております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

今回の台風については特に議論をされたということではないと。前回の工法見直しによって専門家委員会で提供され、専門家の一定の了解も得て、住民説明会も行われたという経過であります。

私自身はこうした雨が降ると、道の駅が冠水をしたりとかいう場合もありましたので、すごく心配をしているところであります。建設予定地からの雨水の表層流を施工範囲の拡大で、今、西側と東側に分けるようにしていくという説明があり、専門家委員会もそれを一定 OK だという話であります。

今回、大雨でこうした設定した段階で、建設予定地から長竹川、日下川へ谷を挟んで流れ込んだと思うんですけども、特に懸念を要するような場面っていうのはなかったのかどうか、県やエコから町に対して報告を受けている

ことがあれば、説明いただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

先ほどの集水ピットに関するご質問でもお答えしましたとおり、工事期間中に関しましては、施設内に滞留した雨水は水量調整した上で排水されており、長竹川、日下川への流量の影響はなかったと認識しております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

なぜそういうことを指摘していくかっていうと、本体建設予定地の表層から約 10 メートル付近、それから 24.5 メートル付近あたりに地下水が流れておりました。ここに穴を掘ったわけですので、こうした雨水がこうした地下水の流れに大きな影響を与えるんじゃないかと、私自身はとらえてこの質問をしてるところであります。

現在のところ、大きな支障はないという判断であります。こうしたことについては、ぜひこれからもですね、町としてもしっかり県、エコのほうに経緯については確認をしていただきたいというふうに思います。

なお、第 5 回専門家委員会でも指摘もされ、これまで掘った中で地下水の落とし込みがボーリングナンバー 3 のところであってですね、ここについては亀裂が発生している可能性があるのと、当時の委員長からも指摘もされているところであります。

大量の降水があったときにはこうした地下水への影響、それから遊水池への流れの変化とかですね、いろんなことが予測もされるのではないかなというふうに思っているところであります。ぜひこうした大雨の際は、町としてもですね、しっかりチェックをしていく体制を整えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

6 月議会でも当時の段階では、湧水箇所の変化もないということでまいりました。今回も、そういう湧水箇所等についての変化はあったかなかったか、報告が受けてることがあれば説明をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

本体周辺にあります湧水箇所、地下水の流出方向に変化は起きていないと伺っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

湧水箇所も、現時点では変化がないというところであります。

東側、北側のほうに何ヶ所にも湧水箇所がありますので、引き続きチェッ

クをしていきたいというふうに思います。

さて、第5回専門家委員会が、先ほど報告ありました12月初旬に開かれて、その報告書の中が今年の県のホームページでは、5月に会議の中身がホームページに掲載されているところであります。当時の専門家委員会にも私は傍聴もさせていただきました。工事や予算の大幅な変更について意見が出されたところであります。

こうした中で次の整備専門委員会、第6回目になるかと思うんですけども、開催の予定は計画されていないのかどうか、委員会、専門委員の方々からも開催についての要望がないのかどうか、県、エコから町に報告を受けていることがあれば説明いただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

施設整備専門委員会の次の開催時期につきましては、具体的な日時は決定していませんが、今年度中に開催されると聞いております。

開催時期が決まりましたら、これまでと同様に高知県のホームページでお知らせしていただけると認識いたしております。また専門委員の方々からの要請はないと伺っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

今年度中に第6回目の専門家委員会が開催される見通しだというところがあります。

次の質問に入ります。

第5回専門委員会の後、加茂地区で12月の2日に分けて行われた説明会のときに配布された資料、議会の説明会のときに配布資料の中で一つ見落としたことがありますので改めて質問させていただきます。

環境協定書12条、廃棄物の処理の種類を変更したという説明が、この資料の中に掲載されておりました。そのことについて町としてどんな説明を受けているのか。

それは協定書の8条にですね、協定書の中身を変更する場合については、県、エコ、町で協議をするということが規定されていますので、その確認をさせていただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

今回の環境保全協定書の内容の変更につきましては、これまで廃石綿等と法令上分類されていた石綿を含む塗料の廃棄物であって、泥状のものにつきまして国がその区分を汚泥と改めたことに併せまして、協定書の規定を見直

したものでございます。

エコサイクル高知のほうからは、今回の協定書の変更は国の取り扱いの変更に伴うものであって、新処分場におきまして新たに何か新しい廃棄物を受け入れるというものではないという説明を受けております。町といたしましても同様の受けとめであることから、令和6年3月1日付で、環境保全協定書を変更いたしております。

なおこの変更につきましの説明は、昨年の12月に県及びエコサイクル高知のほうから、町長、そして議員の皆様にも説明をしていただいております。12月15日と16日に加茂小学校体育館で開催いたしました、住民説明会におきましても説明をいただいております。以上です。

5番（橋元陽一君）

三者の協定合意による協定改定が行われたという手続きを、ちょっと確認ができておりませんでしたので、改めて確認をさせていただいたところであります。

なかなかこの12条に規定された廃棄物の種類の中で、汚泥として無規制というもののしか書かれておりませんでした。この中に、それまで石綿廃棄物ですか、として位置付けたものが法的なものが変わったので、今回協定書のほうも、現在のエコサイクルのほうにも、そういうことを改定をして搬入するようなことになっているというふうに理解をしているところであります。

ただ、この資料の中に、処理した汚泥として処理されたものですね、石綿含有廃棄物として写真が掲載されているんですけども、ビニール袋といいますか、二重に梱包されたものが掲載されていて、これがそのまま埋め立てられていくのか。汚泥っていうとらえ方と、それまでの石綿廃棄物のとらえ方が、法的にどんなふうに変ったのかわかっておりませんので、こうした質問をさせていただいているところであります。

法的に大丈夫だというのが、どう大丈夫なのかっていうのは、町としても説明を受けてるかと思うんですけども、説明を受けてる範囲での回答をいただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

今ちょっと詳しい資料を手元に持っておりませんが、先ほどの答弁と重なりますけれども、安全なものであるという説明を受けております。

5番（橋元陽一君）

安全というのをぜひ、アスベストの問題が関わってきていると思いますので、極めて住民にとってもですね、安心安全な施設を作ることによって進めますので、改めてそこら辺は確認をさせていただきたいというふうに思います。

ので、課長を通じてまたですね、県のほうにも確認作業をさせていただきたいというふうに思います。

この本体工事が進む中でですね、そろそろ現地視察の要望も受けられないのかなと、住民の方々からも声が挙がってるんじゃないかなと、にもとらえてるんですけども。現在の工事が進行していけば、すぐに遮へいシートが工事が始まってるかと思います。そしたら心配されてた亀裂とか等がですね、もう見えない状況になってしまいます。5メートル未満の空洞はないという専門家の意見もいただいています。こうした状況の中で、現場の側面がどんな状態になってそこに遮水シートが敷かれていくのかということですね、事前に町としても確認をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ、導入するにあたっての確認書、それから環境協定書に基づいてですね、安心安全の施設を作るということを、県が責任を持って進めていくということでもありますので、そうしたことが、素人の私たちにとってもわかるような手だてをぜひとっていただきたいなと。終われる前に、現地視察がですね、実現できるように町としても計らいをしていただきたいということを強くお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

三つ目の質問に入ってまいります。

子供たちの健やかな成長をめぐる問題についてであります。

子供たちの生活リズムの変化、睡眠、運動、食事など、心身の発達に及ぼす影響について早期に対応していく取り組みはとても重要だというふうにとらえています。

佐川町では、健康福祉課、教育委員会が連携して、行政の枠を超えて、家庭、保育園、小中学校、地域で子供たちの状況を共有して、子供の心身の発達に関わり、生活リズムなどを改善していく取り組みが展開されているところでもあります。昨年から今年にかけての取り組みで、子供の生活が改善されてきている活動の成果の報告も、この間受けているところでもあります。

そこで、今年1学期を終えて、町内の子供たちの保育園、学校、家庭での生活状況について、特にテレビゲーム、あるいはスマホ等の長時間使用、外遊び不足、睡眠時間の少なさなどから、生活リズムの崩れが懸念されておりました。しかし改善された事例も報告されているところでもあります。改善されにくい課題もあるかと思います。

こうした状況につきまして、保育園の子供たちの状況はこの1学期どうだったのか、特徴的なことについて説明をいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは保育園での取り組みについてご説明をさせていただきます。

保育園で取り組んでおります外遊びにつきましては、特にですね、この夏の間は猛暑の影響でですね、熱中症の予防もあって各園とも室内での活動が主になっておりますけれども、保護者の皆さんへの啓発につきましては、生活リズムや運動習慣について、具体的にお伝えをするとともに、子供たちが楽しくなる親子での運動遊びや、体操を実施をいたしました保育園ではですね、保護者の皆様からの理解が広がっておりまして、こういった言葉が、ご意見等がいただいております。

例えば、子供たちが楽しみにしているとか、飛ぶ、投げる、止まるなどの体の動きが良くなってきたであるとか、意欲やたくましさが育ってきた。それから、異年齢での良い関係ができたといった報告をいただいているところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

町内の未就学児の保育園の子供たちが、少し親の、保護者の方々の協力もいただいて、子供たちがそういったことを楽しみにしているという声が一番返ってきたということですので、すごく安心をするところであります。

同じく、町内の小学生の状況はどうなっているのか、特に議案説明会でも紹介された斗賀野小学校の事例で、落ち着いてきている、学力の向上も見られるというようなこともありました。

こうした小学生の状況についてですね、家庭や学校で取り組まれた特徴的なことがあれば、説明をいただきたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

生活リズムの改善につきましてはの小学生の状況につきましては、全町立の小学校で生活リズムの重要性につきまして、小学校5，6年生に日頃の生活の課題を見直す授業を行いまして、自らの課題に気づいた児童については日々の生活の中で改善する姿が感じられているという報告は受けております。

また、町内の児童たちの学校生活の様子につきましては、どの小学校も子供たちが落ち着いて学習に向かう様子が見られます。

斗賀野小学校につきましては一層顕著で、不登校も発生せずに、学力的にも4月に行われました全国学力学習状況調査の結果を見ますと、かつては厳しい状況が続いておりましたが、この2年間はほぼ全国平均並みになっており、改善傾向にあります。

昨年12月議会で議員からご質問のありました当時の1年生と現在の2年

生につきましても、友達や教員とのコミュニケーションとともに、学校生活への、これ専門用語で愛着形成といいますけれども、愛着形成が進むということです。これは友達や先生が好きで学校はいいところだということを子供たちが感じているということです。

こういうことによって子供たちに安心感ができ、みんなが暖かいという状態になっております。

これは石熊教授やLITALICO社を始め、専門家の指導、助言を受けて、子供たちの発達への理解の上に適切な指導をした結果と考えられます。

学校での取り組みの特徴といたしましては、すべての町立学校で進めておりますさかわ未来学の取り組みを中心に、子供理解、仲間づくり、授業改善について専門家の指導、助言を受け、学校全体として取り組みながら、保護者や地域との連携を進めて成果につなげているところです。

家庭や地域での取り組みの特徴につきましては、保護者や地域の皆様に学校の方針をご説明し、ご理解とご協力をいただいておりますために、学校の取り組みが伝わりやすく、これが早期に成果につながりやすくなったというところかと思えます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

町内の小学生の子供たちも保育園児と同じようにですね、非常に落ち着いて生活ができてきてるという非常に嬉しい変化であるのかなと思います。

こうした中でですね、斗賀野小学校では今年4月から一定介護を必要とする子供の入学を受け入れて教育活動が展開されてきてるととらえています。

子供たちですね、入学された子供の学年進行に合わせて校内のバリアフリーの対応も進められてるかと思うんですけども、そのバリアフリーの対応の進捗状況はどうなってるか、概略の説明をお願いします。

教育長（濱田陽治君）

令和6年の4月から全介助の必要な肢体不自由の子供さんを斗賀野小学校で受け入れております。これはできるだけ地域の中で子供を育てたいというご意向を組んで対応しているということです。

そこで令和5年度に、玄関や教室前など、介護の必要な児童の移動のためのスロープの設置や、通路の段差解消と南舎への車椅子対応の手洗いの新設を行いました。

今年度、令和6年度は北舎に車椅子対応の手洗いを新設し、北舎東側出入口にスロープを設置すると。予定どおりに進捗をしております。

今後該当児童の成長の状況も見合わせながら、年度ごとに工事を進めるということを予定しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

子供の進級に合わせてですね、校内のバリアフリーの対応も順調に進んでいるというところであります。

こうした子供たちを受け入れて、学齢期にハンディキャップを持つ仲間とともに学ぶ機会に出会う子供たちは、大人がとらえる以上に互いに学び合い、育ち上げていく機会を経て成長していくと、私は確信を持っております。

現時点でまだ早いかもしれませんが、この1学期を振り返り、1年生のクラス、あるいは学校全体の子供たちの仲間づくり、人間関係、何かこう、この子供さんが入学されたことによってですね、この斗賀野小学校全体の子供たちが、あったかいというか、成長したなというのを見れる、さっきも少しありましたけれども、関わってどうなのか、分析されてることあれば説明いただきたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

この1年生につきましては、保育園から一緒に成長してきたこともありまして、障害のある児童の状況をよく理解し、違いを違いと認めながら温かく接しており、本人もよく受け入れております。

他の学年の児童につきましても、最近掃除など接触する場面が増えてきておりますが、1年生と同様によく理解して違いを認めながら、温かく接しております。これらのことから学校全体での仲間づくりにも一定貢献をしているのではないかと思います。

なおこれにつきましてはですね、障害を持つ子供さんの保護者の方が非常に学校に協力的でですね、またPTA活動等にも熱心に参加をされますので、周りのですね、保護者の皆さんの理解も進み、そういったことが児童にも影響を与えているということも推測されます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

子供、保護者、学校、地域が一体となって、学び合える機会をつくり出しているということがうかがえるのかなというふうに思います。

続きまして、中学生の状況についてもお聞きしたいと思います。

佐川中学校で、今年3クラス編成にならなかった新1年生の動向、また昨年は2クラスでちょっとすし詰めになって今年進級をして、3クラスに編成になった2年生の動向、また3年生の動向はどういう状況なのか、こうしたクラス編成の状況というのも子供には及ぼす影響は重大なものがあるかと思うんですけども、少し2年生3年生はゆったりしたクラスで、1年生が少しぎゅうぎゅう詰めのクラスですが、1学期振り返って、授業、クラス、クラスを超えた仲間づくり等を含めてですね、把握されていることについて説明

いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

まず生活リズムの取り組みについてご報告をいたします。

佐川中学校につきましては生活リズム改善の一環として、生徒会を中心に1学期の期末テストに向けての取り組みとしてメディアコントロール、これは一定期間自分たちでですね、メディアの使用をコントロールしようとするものです。これにチャレンジをしております。これはまだ成果のほどはわかりませんが、今後も試行錯誤を繰り返しながら取り組みの精度を上げていくというところです。

また家庭でメディアの使い方について家族で話し合い、朝の視聴を控えたり、使用時間を決めたり、家族でスマートフォンやタブレットの置き場所を決めるなどして、コントロールに成果を上げたという事例が報告をされております。

子供たちの様子は昨年度に比較して全体に落ち着き、学びに向かう様子が見られております。不登校は減少傾向にあり、3年生で4月に実施した全国学力学習状況調査の結果も、全国平均をわずかですが超えております。これは全校と各学年ごとに、仲間づくりの活動を生徒主体で企画、実行するなど、仲間づくりに取り組んだ成果もあり、学校全体が和やかな雰囲気になっているものと考えております。

その中で1年生は入学当初の落ち着きがない状態から、学年集会や生徒主体の仲間づくり活動の効果で落ち着いてきております。

2年生は3学級になった効果が見え始め、落ち着いて学習に向かうようになっております。

この辺りですね、今の1年生が1クラス平均32.3名ですが、去年の1年、今の2年生はもう40人ぎりぎりまででして、なかなかしんどい状態でした。

ほんのわずかとはいえですね、30人台の前半と後半ってのは随分違うんだなというのは見ての印象です。なお以前に研究した結果ではですね、20数名で学年2クラスぐらいが最も落ち着くと、こういうのは得ておりました。

さて3年生は昨年度と変わらず落ち着いており、卒業を視野に今、進路対策に向かっておるというところでございます。以上です。

5番（橋元陽一君）

子供たちが学校で学ぶ学級編制の人数というのは、子供たちの学びに大きな影響を及ぼしていると。

そのことを裏付けるかのように、20数名程度で落ち着かなかった子供たちが落ち着いて学びに向かうことができるという方向であります。

OECDの中でも、20人学級とかいうようなことが提唱もされているところでもあります。

日本は教育政策、なかなか遅れておりますけども、そうした教育条件整備についてもですね、国の課題でありますけども、引き続き地方のほうからも声を挙げていくことが重要なのかなというふうに思います。

佐川中の生徒会が中心になってメディアコントロールしたり、あるいは仲間づくりにも取り組んでいるという報告もいただきました。また家庭でも、メディアの使用時間もコントロールされてる報告がありました。

6月議会の中で、教育長の回答、いただいた回答の中でですね、子供の視力低下について、越知町と佐川町の養護教諭の先生方が調査されたと。小学校1年生から順に近視が増加をして、中学3年生では5割から6割になっているという報告をいただいたところでもあります。

この子供たちの視力の低下について、学校と家庭で共有され、具体的な対応について協議されていることが現時点であるかないか、あればご説明いただきたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。

生活リズム改善推進委員会の場面では課題が共有をされておりますが、各学校のPTAで課題として共有し、対応を協議して取り組んだという事例はまだ聞いておりません。

各学校ではメディアの利用を控えるノーメディアデーに取り組み、家庭での取り組みを推奨しております。これは家庭での団らんをという意味もあり、視力低下の防止を主たる目的としたものではありませんけれども、一定の効果は期待できます。

視力につきましては4月に実施した視力検査の結果を受けて、心配な子供たちには、学校から家庭に通知をして対応を依頼したり、学期末の懇談の際に担任から働きかけるなどの取り組みをしております。

また視力検査ですけど、一般に年間に1回、4月に検査をするというのが通常ですけども、視力が低下する速度が早いためにですね、町立の小学校では夏休み明けにも再度検査をしまして、夏休みの生活の乱れによって視力が低下した事例を把握して指導に当たっておるということです。以上です。

5番（橋元陽一君）

子供たちの視力低下というのは全国的に指摘もされているところでもあります。この子供たちの間に見られる年齢の早い段階から近視が増えている原因の背景に、この間指摘もさせていただいているように、また教育委員会の

ほうもとらえておいでるように、スマホやゲーム機の画面を目から 30 センチ以内の距離で対象物を見続ける、近視作業という何か命名されてるようですけども、この時間の増加が原因だと指摘もされているということを、報告書の中でも見たところであります。

こうした子供の事態について、県や国の実態調査は行われていないのかどうか、その調査をもとに家庭や学校にこうした子供の近視防止対策について、何か示唆されてることがないのか、説明を求めたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

国の調査としましては、毎年 9 月末をめどに抽出で実施している学校保健統計に項目がありまして、この結果が 12 月に出て傾向などが示されますが、改善のための方策などはこれには示されておりません。県独自の調査はされておりません。それで県は国の調査結果を参考にしているものと思われれます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ちょっと私も調べてみました。

文部科学省が 2021 年、少し前になりますけども、児童生徒の近視実態調査報告書を出していて、大人のレンズから網膜までの切り換えの平均が大体 24 ミリということであります。ところが、小学生の男子で 24.22、中学生の 2 年生の女子で 24.12 と、大人のこの眼軸というんですけど、レンズから網膜までの距離が大人を超えているという実態が報告をされているということ資料としてとらえているところであります。

こうしたことに対して、特に文科省のほうからですね、翌年 2023 年 9 月末に、文科省の啓発チラシとして都道府県協議、市町村、学校長に何かメール便で送付されてたということをちょっと聞いてます。自治体によっては、これに気づかれた、例えば先ほど紹介受けました佐川町や越知町の養護の先生が、このことを見て調査をされたのかなと私はとらえていましたので、あえて全国的な調査について確認をしたところでございます。

教育長のほうはこうしたことについては把握されているかどうかちょっと確認させてください。

教育長（濱田陽治君）

すいません、それは把握をしておりますませんでした。なお帰りましてですね、これちょっと調べまして、詳細を読んで対応していきたいと思います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひご確認をしていただきたいと思います。

眼軸近視というふうに指定をされているようです。目のレンズから網膜での距離が、眼球が変化することによって近視になっていくという。これが小さければ小さいほど進行が早くて治りにくくなるということの指摘もあるようです。

ぜひそういった対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。併せて先ほども何回も報告いただいておりますけども、昨年から動き出しています生活リズム改善推進委員会、保護者を含めて開催されてきてるかと思えます。こうした中で、この生活リズム改善に向けてですね、当面こういうことを行動していこうとか、こういうことが大事ではないかと確認されたことがあれば、具体的な取り組みも含めてですね、説明をいただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。

子供たちの生活リズムとの課題と対応の方向性につきまして協議をする生活リズム改善推進委員会は6月21日に開催し、具体的対応策について協議をしていく生活リズム改善戦略会議は7月23日に開催されております。

その中で家庭の生活リズムと子供の生活リズムは密接に関係をしており、家庭でのルールづくりについて親が興味関心を持って取り組む内容を検討する必要がある、というなど各家庭での取り組みについての課題と具体策についての協議がされております。

そういう中で先ほど申し上げたような取り組みが出てきて報告がされているということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

全国的な調査をしておりませんので、私は昨年から立ち上げられたこのプロジェクトチームといいますか、行政が枠を超えて、健康福祉課、教育委員会、そして保護者や家庭、保育園、学校、小中学校、地域が一体となって、この子供たちの生活リズムの乱れの影響をですね、しっかりとらえて共有し、何ができるのかということを議論されている。

これは全国にぜひこういう取り組みをですね、発信をしていくことも大事じゃないのかなと。県内で取り組まれているところがあるかもしれません。あるいは全国的にあるかもしれません。今のところ僕はそういう把握しておりませんので、こうした行政枠も超えて、地域を超えて、それぞれの職域を越えてですね、子供たちの問題についてとらえて、対応、検討していく場、機

会ってというのは極めて重要なのではないかというふうにとらえておりますけれども、引き続きこうしたことについて佐川町として、全国に発信していただきたいこと願いも込めて、今後さらに何か新たな課題を設定してですね、子供たちとの状況を把握していくことを検討されてるのかどうか、何か議論されることがあれば説明いただきたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

まず、お答えいたします。

全国に発信というあたりでは学会といいますかね、これの件のアドバイスをしてくださっている早稲田大学大学院の前橋先生のチームの中でですね、各研究者の中にこういったものを共有をしているというものはあります。

それとですね、これは早寝早起き朝ご飯運動といって高知県でもかつて全県的に取り組んだ事例はございましたけれども、その後ですね、今のようにはやはり悪化を、悪化というか状況が悪くなっているということもありますので、この間、施策をよく考えてですね、やっていかななくてはいけないと考えております。

なおこの調査につきましては、各町立学校で養護教諭を中心に年間を通じて定期的にですね、調査をして改善に活かしておりますけれども、令和4年度に実施した大規模な調査につきましては、一定期間この施策を実施した上で、その効果を図るために実施するものと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ佐川町で立ち上げられたこのプロジェクトチームを軸にしてですね、子供たちの成長をしっかりとらえて、町民の皆さんと一緒に共有できるような施策をですね、提示していただくよう強くお願い申し上げまして、私のすべての質問を終わりたいと思います。

いろいろご協力ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで25分まで休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、10番、森正彦君の発言を許します。

10 番（森正彦君）

10 番議員の森です。

通告にしたがって質問させていただきます。

まず最初に、図書館についてであります。

町民の待ちわびた新しい図書館がもうすぐ完成となります。

私としては、さあできたぞ、さあこれからが新しい図書館の活動の始まりとなると思っております。わくわくしています。

これから行政と町民が一丸となって、文教のまちにふさわしい内容にしていかなければならないと思います。担当現場では、運営についてすでに臨戦態勢で頑張っていることと思います。大変でしょうが、よろしくお願いします。

もうすぐ本番。そこで今一度、新図書館、佐川町立図書館さくとの運営方針についてお聞きします。運営の基本方針をお聞かせください。

教育次長（廣田春秋君）

では議員の質問にお答えをいたします。

佐川町立図書館では、運営について、佐川町新文化拠点運営基本計画におきまして、次の5つの基本方針を定めております。

一つ、一人一人が心地よく、自由に情報、知識に触れられる環境を保障します。

二つ、学び合いのサイクルの中心として、町内外におけるネットワークを広げていきます。

三つ、佐川ならではの地域資源を活かす、蔵書と情報環境を実現します。

四つ、誰にでも開かれた場とし、利用に困難のある方々の個々の事情に配慮します。

五つ、町民と協働して運営していく場とします。以上です。

10 番（森正彦君）

ありがとうございました。

5つの基本方針をお聞きしましたが、それぞれをですね、具体的にわかりやすく説明していただきたいと思います。

1点目の一人一人が心地よく、自由に情報、知識に触れられる環境を保障します、は、わかりやすく説明するとどういうことなのか、具体的にはどのようなことに取り組むのかをお聞かせください。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

新図書館さくとは、先ほどの5つの方針をわかりやすい言葉で、エント

ランスの壁面に掲示することとしておりまして、そちらも紹介しながら説明をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、一人一人が自由に情報や知識に触れることができますと掲示をいたします。

この新図書館では、誰に気兼ねすることもなく、個人でもグループでも、調べたいことがあっても、そうではなくても、自由に行ける場所であり、知る権利を保障する施設です。さくとに行くことで、どんな情報や知識にも出会うことができる、そんな場所にしていきたいと考えております。

具体的には閲覧席だけではなく、ソファやカウンター席、交流スペースや会議室、または中庭ベンチなど、それぞれの居場所が見つけられるような設備になっております。

また司書をはじめとしたガイドや、タブレットなど情報に触れる手助けをする仕掛けや、備品などの工夫を館内に施すようにしております。以上です。

10 番（森正彦君）

ありがとうございます。

自由に情報、知識に触れると、非常にこれはね、ありがたいことだと思います。2点目についても同じようにお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

それでは2点目です。

2点目については学び合いの輪が広がりますというふうに掲示をいたします。図書や資料などを通じて、次から次へと知的好奇心が連なるような機会や場を創出することで、学びの輪を広げていきたいというふうに考えております。

一般書と児童書を混配するのもその仕掛けの一つですし、タブレット等によりデジタルの資料に触れる機会を増やすことも、この学び合いの輪を広げる手段の一つと考えています。

またさくとは学び合いスタジオがあります。地域プロジェクトマネージャーを中心にイベントの企画、運営や、利用者のニーズに沿う学びの支援を行いたいと考えています。

例えばですけれども、さかわ未来学に関する探求型のワークショップを、小中学生だけではなく社会人に向けても開催するというようなことも予定をしております。

この学び合いスタジオの企画は、図書館だけにとどまらず、各集落活動センターや各学校、保育所、保育園でも展開をしていきたいというふうに考えていますし、青山文庫、地質館等の文化的施設や町内にある文教のまちを発

信する団体とも連携することで、双方向の情報発信を活性化させ、佐川町全体に学びの輪を広げることを目標にしております。以上です。

10 番（森正彦君）

学び合いの輪を広げていくと、外へも出て行って活動すると、また他にも盛りだくさんでもっと詳しく聞きたいところですが、時間の関係もありますので、次にいこうと思いますが、この中でですね、外へ出ていくということについて、保育園、小学校、中学校、高校との連携、読書推進も計画しているようですが、佐川町ではですね、すでに乳児のときから本に親しむということで、ブックスタート事業を実施しています。

しかしスタートしてからのフォローができていないのではないかと思います。乳幼児期の絵本の読み聞かせが、後々の読書好きにつながっていくと言われています。もちろん、豊かな感性を膨らませしていくこともありますが、この保育園の読書活動を支援していくことも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

ブックスタートもかなり浸透をしてきてまして、生後間もなくの乳児に対して読み聞かせをすることも多くなってきております。乳幼児期、議員もおっしゃられましたように、乳幼児期やこの学童期に、絵本や物語に親しむ時間をもって、図書を通じて得られる様々な経験を重ねることは、子供の心の発達に大変大きな力となります。

そういうこともありまして、図書館内では読み聞かせであるとかストーリーテリング、ブックトークなど、子供と本を結ぶ活動を定期的に行うとともに、あらゆる機会を通じまして、乳幼児期あるいは学童期に本に触れ合う場面を設けていきたいというふうに考えております。

もう一つ、保育園と保育所との連携につきましては、これは今後の計画とはなりますけれども、まずこの休館中にですね、各保育園、保育所に図書館へのニーズを把握をしたいと思っております。出張図書館の開催や、先生や保育、保護者対象の絵本の選び方とか、読み聞かせの研修会なども開催を予定をしているところです。以上です。

10 番（森正彦君）

すでにそういうことも計画してくれているということで本当にありがたいと思っております。

保育園で、さあ本好きになったよと、小学校入ってどうなのか、絵本から次の段階へ進むことへのフォローも大事だと思っております。その辺りも、

当然考えていることと思います。是非ともそのあたりもつないでいけるような形をとっていただきたいと思います。

それでは、3点目の佐川ならではについても、同じくお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

3点目は佐川ならではの地域資源の収集、保存、活用を進めますというふうに掲示をいたします。

この図書館が地域に眠る資料、情報を積極的に発掘し、地域資料の集積を作り出すということは、地域を再発見し、地域に活力をもたらすということにつながると考えております。

新図書館では地域資料のデジタルアーカイブ化を進めることにより、そのデータベースが将来的にも維持され、図書館のリファレンス元として継続的な利用が可能になるということも考えております。

その試みとしまして、去る7月27日には、あなたの写真は歴史の一部、文化資源のデジタル化とその活用と題した研修会を開催をいたしました。36名の参加者が持ち寄った写真について、楽しく語り合いをしていただきました。

今後こうしたような資料をですね、町民の皆様が提供してくださるということです。町民の皆様とともに、そういった資料をデジタルアーカイブにしていくというふうな計画も立てているところです。

あともう一つ、県内の図書館におきましては、町の個性を前面に出した地域資源コーナーは少ないというのが実は現状でありますので、図書館内にある佐川スタジオでは、町民の皆様との連携により、佐川らしさを演出する資料展示、空間構成を考えておりまして、今を生きる方の活躍も含めて、佐川コーナーで紹介するというふうに計画をしております。以上です。

10 番（森正彦君）

すでにもう助走が始まっておるというふうに感じます。

佐川ならではの資料を展示したり、佐川の今をアーカイブしたり、夢ですが、例えば将来ですね、佐川町出身のアスリートがオリンピックで金メダルを取ってですね、その子供の頃の作品がありますよなんてのも楽しいように思います。このコーナーもどんなものか早く見てみたいと思います。

今年の春に、鳥取県の南部町へ視察に行きました。そこは松本清張のゆかりの地だったと思います。ちょっと作者間違ってるかもしれませんが、その町はいろんなこの小説家、作家がおると。その人たちも、こんな人が居てこんな活動しましたよというのが出てます。

佐川町にもですね、坂東眞砂子さんもおいでますしですね、森下雨村さんとか、あるいはね、西谷退三さんですかね、いろんな人がおいでますし、きっと見応えのあるコーナーになるんじゃないかと、本当に楽しみにしておるところでございます。

4点目の誰にでも開かれた図書館の項目についてもよろしくお願いします。
教育次長（廣田春秋君）

4点目です。

4点目は、すべての人にやさしい読書環境が整えられますというふうに揭示をいたします。

このさくとはこれまで図書館に来るのに困難を感じていた人たちにこそお越しいただきたいというふうに考えております。

施設の面では全面バリアフリーを採用しておりますし、資料面では大活字本であるとか点字本、それから布の絵本等、バリアフリーに対応した資料を用意をいたします。併せてオーテピア高知声と点字の図書館との連携も進めたいというふうに考えております。

また出張図書館の活動を広げていくことで、地域格差を解消することにも努めたいというふうに考えておりまして、利用に困難のある方のニーズに可能な限り寄り添う視点を持ち続けたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

誰にでも開かれた図書館。

先日ちょっと取材に行ったときに、布絵本を見せてもらいました。すごい、これなら本当に子供が喜んで手に取る、絵本の世界に入っていけるんじゃないか、本の世界に入っていけるんじゃないかと思ったことでした。その他にも大きな活字の絵本とか、絵本じゃない大きな活字の本とか、そういうのも構えてくださるということで、本当にもう誰もが利用できる、もちろんバリアフリーになっておるわけですので、障害のある方でも利用できるということで、今までに佐川町にはなかったような図書館になっていくと。

それでは最後の5点目、町民と協働して運営していくについてもよろしくお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

5点目は、町民の皆さん一緒にさくとを育てましょうというふうに、図書館からのメッセージを揭示をいたします。

一般的にボランティアのイメージというのはどうしても図書館側が協力して欲しいことに対して要請するといった感じが強いですがけれども、このさく

とでは、町民の皆様にも運営の主体となっていただきたいというふうに考えております。

例えばイベントやワークショップ、企画展示の、企画段階から参画をいただき、一緒に運営をしていきたいというふうに考えております。

現在その第一歩として、みんなでわいわい図書館スタートイベントというものを企画しておりまして、この間の台風で1回目流れましたが、改めて第1回目を10月に開催する予定にしております。

以降も定期的に図書館わいわい会議を開催をして、町民の皆様のいろんなアイデアを、さくとの運営に活かしていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

本当にみんなで共同して運営していく、みんなでつくり育てていく図書館、そういうものにしていかなければならないと思います。

本当に良いプランを立てていってくれております。町民とそのともに育てていくという図書館になるために、具体的にはどのようなことも考えているんでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

先ほど説明をしました、わいわいとした会議であるとか、自発的にお集まりいただけるボランティアの方が一緒にやっていく中で、組織化をしようねというようなことが、もし機運が高まりましたらですね、組織化をするということも一つの方法ではないかなというふうに思っているところです。以上です。

10 番（森正彦君）

私はぜひともですね、組織化してですね、わかりやすく、輪に入りやすく、具体的に活動できるようなことで、みんなでつくり育てていく図書館にしていったらいいのではないかと思います。

なかなか綿密に計画されていて本当に感心しています。やることがいっぱいなのですが、資料収集についてはどのような計画方針でしょうか。そして図書館の予算ですが、令和6年度の額はどのぐらいでしょうか。そして令和7年度以降のランニングコストはどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。資料費の額もお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

まず資料収集の方針ということですが、こちら佐川町新文化拠点

運営基本計画におきまして、資料収集の方針については、開館5年後、令和11年ですけれども、川田文庫の1万2千点を含み、8万点の資料を増書するというようにしております。

資料の内容につきましては、一般書と児童書のバランスを分野ごとに配慮することとし、併せて外国語やLLブックなど、これまで展示することの少なかった資料も収集するというふうにしております。また佐川町関係の郷土資料、それから新聞雑誌についても充実させるということにしております。

加えてデジタル資料の活用が利便性の向上には有効であるということから、データベースやアーカイブ資料を作成、公開するというふうにしております。

次、予算につきましてですが、令和6年度につきましては、現在の仮設図書館と、新しくできます図書館合わせて約4,600万円。これは初年度ということで、新館の開館準備の予算も含まれているということにはなります。

令和7年度、こちらにつきましては、光熱水費とか保守管理費についてまだ不透明なところありますけれども、約3,900万円を想定しているということです。

資料費につきましては、6年度、7年度とも980万円を想定をしているということになります。以上です。

10 番（森正彦君）

多くの費用がかかりますけれども、やはり文教のまちとしてはこれぐらいの額であれば、みんなで負担していけばそう大きな額ではないというふうに思われます。

資料についても980万。以前、もう20年ぐらい前になりますが、とかの元気村が指定管理を受けたときは、資料費は40万ぐらいでございました。本当に少なくて、これで図書館といえるのかという思いから、新しい図書館を建設すべきだということを思ったわけでございます。運営費も500万でございましたが、やはり佐川文教のまちです。

やはりその文化の薫り高い町を作っていくことが、定住、移住にもつながると思うわけでございます。

先ほどの資料費980万円は、町の規模からしてどうなのでしょう。またオーテピア等、他の図書館との相互貸借の活用方法はどんな状態でしょうか。お願いします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

資料費の額というところですけども、なかなかここにつきましては幾らが適正かというのは明確に示されたものがあるわけではありませんが、一つの

例としまして、文科省告示の図書館の設置及び運営上の望ましい基準というものがありまして、その中で目標基準例というのがあります。そこを参考にしますと、1万5千人規模の自治体で約830万円というような例が挙げられております。

ただしですね、この基準例というのは、通常は非常にハードルの高い数値であるということは認識をいただきたいなというふうには思います。というのも、これは全国上位10%の図書館の平均を取ってるというようなことで、かなり通常の自治体にとってはハードルが高い額ではあるというふうなことはなっております。

もう一つ、相互貸借につきましてですけれども、いわゆる自分の図書館が所蔵していない資料や情報を他の館から調達して利用者に提供する、この相互貸借というものですけれども、これは日常的に活用しているところでございまして、実績を申し上げますと、令和5年度の借り受けたもの、借りたものが1,609冊、逆に貸し出したものが47冊というふうになっておりまして、蔵書数が十分でない現状におきましては、こういうオーテピアなど他館からの借り受けについては、利用者サービスの一環として欠かせないものであるというふうになっております。以上です。

10 番（森正彦君）

私はこの資料費の980万円についてはですね、これ感覚的にです、自分は調べたわけじゃないですけれども、これぐらいあればかなりの満足度を町民の皆さんに得てもらえるんじゃないかと。さらにそれで相互貸借、今非常にオーテピアも充実しておりますので、それを活用すればほぼ需要に応えることができるんじゃないかというふうに考えます。

次に今後の活動予定はどんなことでしょうか。お願いします。

教育次長（廣田春秋君）

今後の活動につきましては、まずは開館の準備に取りかかるということになっておりまして、蔵書の整備、それから蔵書を含めた図書館機能の引っ越しとか、開館記念式典とかイベントの準備を進めていきます。

それから公開を予定していますデジタルアーカイブの導入についても進めていくということになりますし、並行して開館後の円滑な運営に向けて、職員研修や、町民の皆さんとのワークショップ、先ほどいくつか説明、例を挙げさせてもらいましたが、それから出張図書館など図書館外でのネットワークづくりも同時に進めていくというふうな予定になっております。以上です。

10 番（森正彦君）

大事なことを聞き忘れていましたが、スケジュール、開館予定日、それから休館して準備もあると思いますがそのあたりよろしくお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

スケジュールとしましては9月の末から休館に入りまして、開館は12月19日に式典を開催をして、一般に使用、利用いただけるのは12月20日からというような形で考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

12月20日から一般の皆さんに活用していただけるということです。

新しい事業が成功するか否かは、スタッフの力に左右されることが多いですが、スタッフの研修や、オーテピア、土佐市のつな一で、香美市のかみーるなど先進図書館との交流等で研さんを積んでいくことも大事だと思いますが、研修、あるいはそういう研さん、交流、その辺りはいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

職員のスキルアップというところですけども、これまでも土佐市のつな一であるとか、香美市のかみーるについては視察も実施をしてきましたし、オーテピアで開催をされます研修についても積極的に参加をしているところではあります。

また本を混配を実施しています奈良県の生駒市立図書館、駅前図書室であるとか、長野県の松川村図書館とは、情報交換も行っているということにしております。

議員言われるようにですね、キーは職員ですので、今後ですね、日々変化する社会状況に対応できるよう県内図書館との交流、これはもちろんですけども、専門家のアドバイスもいただきながら研修をし、研さんを積んでいきたいというふうに思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

すでに研修もしておると。狭い高知県だけではなくして、全国の図書館ともつながりを持っておると。さらには専門家、これはもう非常に多くの情報、知識を持っておられますので、そういう最前線で活動している皆さんの知恵をいただくというのは大変重要なことでありますので、今後ともその辺りをしっかりと続けていっていただけたらいいかと思っております。

本当に盛りだくさんの計画で感心しますが、過労にならないようにしていただきたいと思います。そんな中で、町民との協働で少しでもそのしんどさを和らげていただけたらいいかなと思っております。

長くなりましたが、佐川町立図書館さくとの町民向けアピールとして、わ

かりやすくまとめていただければありがたいです。

教育次長（廣田春秋君）

この質問につきましてはですね、事前にいただきましたので、図書館長からPRのメッセージを預かってまいりましたので、それを読むということで紹介するということでお答えをしたいと思います。

佐川町立図書館さくとでは、町民の知りたい、学びたい、やってみたいを図書館情報資源の活用で支えます。そして、地域の情報ネットワークの中心となり、町民に等しく寄り添うとともに、町の連帯と文化の発展に寄与していきます。町民の皆様、12月開館の佐川町立図書館さくとをよろしく願います。一緒にさくとを育てましょう。以上です。

10 番（森正彦君）

ありがとうございます。

私は新しい図書館についてですね、スーパー図書館というふうに感じています。すごいというスーパーですが、もう一つ使いやすい構造になっています。スーパーマーケットに行くそうですね、入口付近から花があって、野菜があって、果物、塩干、鮮魚、肉というふうに、あとは惣菜があったり、各コーナーが順番に配置されていてですね。目に触れやすい、利用しやすい、探しやすい、そういう構造になっています。

新図書館もですね、利用しやすいように、左から右回りに行くとするならば、みんなのスタジオ、新聞、雑誌コーナーのメディアスタジオ、調査を勉強するじっくりスタジオ、佐川を知る佐川スタジオ、隣は絵本などの子供スタジオ、そして学び合いスタジオというふうにぐるりと巡れるようになっています。そして中央にはたくさんの本が見やすく開架されています。この形式は、オーテピアや雲の上図書館等、県内の他の図書館にはありません。立体的なじゃないけれど、上向いて上がっていかないかんという感じになってスーパーのようにぐるっと回ったらそこでほぼ完結するよというふうにはなっておりません。

これはですね、佐川のあの敷地で平屋だからこそのできるものであると思います。これは素晴らしい、使いやすいスーパー図書館だと思います。ああいう場所であのすばらしい設計をしてくれた人にも、本当に感謝をしたいと思います。スーパー図書館、この質問をするために取材をしましたが、先ほど質問と答弁のように、内容も本当に素晴らしい、何でもできるスーパーになる、これは何でも本当にできるスーパーになると確信しています。

本当に佐川町ならではの文教の町にふさわしい図書館になると思います。教育長、いかがでしょうか。突然。

教育長（濱田陽治君）

まず設計についてもですね、非常にすぐれたものだと思います。これのプロポーザルをやった際にですね、木造で平屋でというので、修理等も簡単に、簡単にといいますかね、比較的ローコストでできるというので継続性を保つということ、それから佐川の景色に合うようにですね、向こうに見える四国山脈に向かっても、いい景色になるような屋根の形ということ、それと八の字型にしてですね、滞留をするように設計がされていると、というあたりが非常にすぐれたものだったということで、設計のプロポーザルでも採用されております。楽しみなものです。

それと文教のまちということで、学びに向かう人たちが多いところが文教のまちだ、文教のまちの定義はそのように考えております。

さくとをしっかりと活用してですね、学びに向かう人たちが増えていくと、そしてつながりの中で町の一体感もできてくるということを期待しております。以上です。

10 番（森正彦君）

ありがとうございました。

町長、ご意見がありましたら、感想を。突然でございますがよろしく願いします。

町長（片岡雄司君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

最後に私に振られるとは思っておりませんでしたが、森さんの言うようにスーパー図書館、これはもう素晴らしい図書館に設計をしていただきましたし、これまで携わっていただいた多くの方に感謝したいと思います。

開館 12 月を控えております。ぜひね、議員の皆様に参加をしていただいでさくとを、開館を祝っていただきたいと思いますし、このさくと、県下だけではなく全国的にもですね、誇れる図書館にしていかなければならないと思っておりますし、そのためにはですね、やっぱりスタッフだけでは無理もありますので、やっぱり多くの皆さんに参加をしていただいで、さくとを盛り上げて全国的に PR していただければと思っております。

そのためにも教育委員会を始め、私どもも一生懸命頑張ってまいりますのでぜひ森議員にも後押しをよろしくお願いいたします。

10 番（森正彦君）

ありがとうございます。

関係者の皆さんは本当に大変だと思いますが、スーパー図書館をですね、自分たちがスタートさせるのだという誇りと気概を持って楽しく頑張ってい

ただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

これで図書館の質問を終わります。誠意あるご答弁、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

高齢者等の見守りネットワークについてであります。

高齢者の見守りネットワーク事業が令和6年度、実施されていません。高齢者等の地域での見守りは、一人暮らしの方や高齢者夫婦のみの世帯、また障害のある方の平常の暮らしを見守り、異常を感じたら素早く対応するための大事な情報ネットワークであると思いますが、いかがでしょうか。

その理由を、中止した理由をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この高齢者の見守り、声かけネットワーク、これについてはご質問があったようにですね、令和6年度、事業は休止という形になっております。この経緯も含めまして、少し現状ご説明をさせていただきます。

この見守りネットワーク事業というものは、平成18年から取り組んでおります事業で、町内5地区を年2回程度、メンバーといたしましては、民生児童委員さん、それから民生児童委員さんの協力員といいますか、福祉協力員さん、それからJAにこにこ会、それからふれあいサロンの協力員さん、これ令和5年度なくなりましたけれども、そういった方などがですね、集まって地域の見守り対象者について情報共有と支援、支援関係者のつなぎということで行っておりました。

令和4年度からはですね、ここからJAニコニコ会がですね、JAの組織の再編によって見守りネットワークから脱退をしております。撤退して、それから令和5年度にふれあいサロン事業として見直しで事業終了となったことから、サロンの協力員もメンバーから外れたということになります。

これまで見守りネットワークの構成員の約半数を占めておりました、このふれあいサロンの協力員さん、これがですね、メンバーから外れたこと、これがですね、大きくってですね、協力員さんといいますか、そのメンバーがぐっと減りました。そういったこともありまして、今までの形でですね、見守りを行うことが困難となったという経緯が一つあります。

またですね、この民生委員さんを協力していただいている福祉協力員さんとか、他のメンバーもですね、高齢化、それから後継者の不足の問題がですね、課題になっておりまして、この福祉協力員さん自体の確保も困難になっているということで、高齢化が進んできた。全体ですね、メンバー自体のです

ね、高齢化も進んできたということで、見守りの話し合いの場ですね、現場で実際集まっている方もですね、見守る側と見守られる側が混在しているというような状況が生じておりまして、情報の出し方とか、言ったら共有の仕方自体もですね、非常に難しくなってきたというのがもう一つ経緯があります。

そういったことから、この令和5年度突然に中止と、令和6年度から突然中止ということではなくて、従来からこの見守りネットワークのやり方っていうのは非常に難しくなっておって、継続することがもう限界を迎えてきたと、迎えておったというのがあります。

この見守りネットワークを合わせてですね、取り扱う情報の内容とか、守秘義務の徹底というのも一つ運営上の課題もありましたが、こういったもろもろの状況ですね、この令和6年度をもって少し休止をして見直しを行うべき時期だということで、これはうちの町からですね、社会福祉協議会に委託をしてやっていただいておりますが、そういった社協とも話をしながらですね、一旦ちょっと休止をしようということで、取り止めになっております。以上です。

10 番（森正彦君）

私がこのネットワークの中止されたと知ったのは、あったかふれあいセンター斗賀野の運営委員会でした。スタッフが、ネットワークが中止になって情報が入りにくくなって困っているとのこと。私は何でって感じました。

これはもう20年以上前から実施してきたことですので、地域福祉の重要な部分であるのにどうしてかなと、本当に思いました。

特にあったかなんかでは見守りが必要な方々の情報を得て、見守ることが重要なことなんですけど、中止した理由についてはですね、メンバーが高齢化した、一つの時代の流れもあったようです。また個人情報のそういう情報に関したことも気になったと、問題ではないかということだったようにとったわけでございます。

しかしですね、私は今更何をと。これは、この事業は何がための事業だったのか、誰がためのネットワークだったのか、そのことについて答弁をいただきたいところですが、今更聞いても始まりません。

そこでですね、地域で見守るネットワークの方法はないのでしょうか。今後はどうしていくのかをお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この上も一旦休止をしてですね、新たな形をどうするかというところにつ

いては、令和6年度、今検討しておりますが、一つはですね、誰もが見守り、見守られる関係に違和感を感じにくくてですね、自分ごととしてとらえやすい。これから災害もありますので、防災活動を軸に、見守り活動を構築していきたいというふうに事務局のほうでは考えております。

そういったことからですね、現在行われております地域の防災活動、それからもちろんあったかふれあいセンターでの活動など、見守りに通じる事業を今再度確認をしてですね、こういった今後の見守りのあり方が、行政としてどのように取り組んでいくべきかということで見直しをしたいというふうなことで、現在確認作業を行っているところでございます。

10 番（森正彦君）

現在作業を進めているようですが、どのようなメンバーで行っているのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

現在ではですね、この見直しのこういった形でという素案のような検討につきましては、健康福祉課の中の地域福祉係、これはあったかふれあいセンターを持っておる係になります。それとあと地域包括支援センター係、これは高齢者の対応を主にしている係になります。そういったところの両方とですね、両方のメンバーの中で、特に災害時の要配慮者の施策の取り組みなんかを確認をして、災害時の活動に通じる形での見守りシステムの活用について、今素案を考えているというところでございます。

10 番（森正彦君）

佐川町ではですね、みんなで福祉のまちづくりで、第4次佐川町福祉計画地域福祉活動計画を策定して、地域福祉活動を展開しています。

私はこの計画にのっとり、地域の皆さんが安心して暮らせる新しい形を地域全体で構築していくべきだと考えます。

そのためにはですね、先ほどあったかふれあいセンターが出ましたが、やっぱり地域の住民組織の皆さんらとともに検討していくべきだと思います。

地域住民の協力がなければ、見守りネットワークの構築は、私は不可能だと思います。ですから地域の人を巻き込んで、その次の形を検討していく、新しい形を、先ほど地域の組織と言いましたが、組織、住民組織だけでなくですね、やっぱり様々な人が地域で、平常、通常見守っていく中でのネットワーク構築、あまり行政がこれだ、その組織のここをやるよじゃなくして、地域で自然発生的にではないですけども、みんなで見守るのをうまくネットにしていって、私はあったか、地域福祉の拠点として私ら重要してる

わけですが、そこへある程度情報が集まるのも当然、社協、健康福祉課も行くわけですが、そういう住民主体のネットワーク。これをしていくべきではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

森議員おっしゃるようになりますね、この平成 18 年からつながってきたこの高齢者の見守りネットワークについては、まさにですね、地域の方々がですね、情報を持ち合って地域で見守っていくというようなネットワークでつながってきておりました。

私が今ご説明をさせていただいたのは、まっさらな状態でですね、1 から作るというのはなかなか難しいところがありますので、一定のこういう形でという枠組みといいますか、一つの考える柱みたいなものはですね、あって、それを今、健康福祉課の中で話をしております。かっちり決まった形でこれはどうですかという話ではなくて、特にこれはあったかふれあいセンターのコーディネーターであるとか、現場でですね、高齢者の方々の支援をしていたら、地域から情報が挙がっている、そういった地域の中核の方々にはですね、ご相談をしながら地域全体で見守り活動をこうやって続けていくにはどうやったらいいかというのは、当然ご相談をさせていただくという形にはなります。

ただこの平成 18 年から今の時代になってですね、これが続けていけなくなったという状況は現実にあるわけで、これはメンバーもそうなんですけれども、その会議、ネットワークの年 2 回なら年 2 回の会の中で、どういう話をしてどういうふうな支援をしていくかっていうところのコーディネート、こういったところもですね、もう大分、なかなか言葉は難しいんですけども、そこら辺で話をしていると同じような形の内容になってきておまして、それは事業としては成り立っていったないというのが一つありますので、そこは地域の方々にまっさらの状態です、どうですかというのはなかなか議論が深まらないというのも一つあります。

だからそういう意味で、一つの案を出さしていただいた上で、地域の方々住民組織の方々にご提案、ご相談をさせていただきたいという思いでございます。以上です。

10 番（森正彦君）

行政のほうで素案を作ってくださいということについては、異議はないですが、やっぱり今の時代に合った形をどう作っていくか、確かなネットワークにどうしていくかというところが大事だと思います。

先ほども出ておりましたが、ふれあいサロンは、非常に高齢になってやまったことを承知しておりますし、元気コール、傾聴も、どちらかというと、そうじゃない別のことのほうに変わっていきゆうよというようなふうにも思っております。

それぞれやむを得ない時代の流れがあると思います。その見守りネットの中でも例えば百歳体操、そこにいろんな情報が集まってきゆうわけです。サロンはなくなったけど百歳体操があるとか、この百歳体操も弱体化していきゆう状況もありますが、今ある情報の集まりやすい形をどうやって作っていくか、あるいは継続していくかということも大事だと思います。

これからみんなで作らないかと、素案を出してくれるということですので、地域でいろいろ議論をして良いもの作っていったらいいかと思います。

作ってくれるということで素案ができますので、地域にも図るということで、それでできるだけ早い時期に高齢者や障害の方の見守りが通常できていくような形にすべきだと思っております。

このことは健康福祉課のことなんですが、私はですね、役場全体でもですね、継続してきた事業を何らかの事情で中止するときはですね、必要であるものについてはそれに代わるものがあるのかないか、それを担うものがあるのかないか十分検討してですね、穴が空かないように、空白の期間ができないように、補完できるように手を打つべきだと思います。

先ほど、健康福祉課長は突然止めたわけではないと。それは役場はそう思うかもしれませんが、世間はそうのように感じるわけです。私は突然というふうに感じました。

このようにですね、役場の事業全体としても、継続できるのは継続できる形を整えていくべきだ、あると。それは役場の事業であるなしにかかわらずですね、お金の要らない方法でやることも中にはあるかと思います。住民に任せたと、担っていただくとかいうようなこともありますので、その穴の空かないようなことはしていくべきであろうというふうに考えております。

私のこの質問での意見は、高齢者等の地域での見守りネットワークは、地域福祉では重要なものであると。そして住民とともに作り上げていくべきだということ。また中止する事業は、必要であれば何らかの形でフォロー、継続をすべきということでもあります。

今回は健康福祉課の事業でしたが、役場の事業全体でもそうあるべきだと思いますので、どうかよろしくお願いします。

最後に町長のご意見をお伺いします。

町長（片岡雄司君）

ありがとうございます。

先ほどから健康福祉課長がご答弁させていただきましたが、突然止めたわけではございませんので、経緯があつてですね、いろいろ変わっております。

役場全体のいろんな事業がありますが、この役場、行政としまして、住民の皆さんに話もなくですね、突然打ち切るというようなことは、これからもするつもりもありませんし、やはり見直しとか図りながらですね、継続していけるところは継続していくような形で進めていきたいと思いますので、森議員にもいろいろアドバイスをよろしくお願いをいたします。

10 番（森正彦君）

突然ではないと。住民は突然と感じておると。私の今回の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 10 番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を 10 日の午前 9 時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時 20 分